

平成28年10月3日(月) 場所 委員会室

出席委員

委員長	藤江 竜三	委員	渡辺 大祐
副委員長	住友 珠美	"	高原 幸雄
委員	青木 健	"	尾張美也子
"	石塚 陽一	"	小口 俊明
"	石井 伸之	"	青木 淳子
"	高柳貴美代	"	重松 朋宏
"	大谷 俊樹	"	関口 博
"	遠藤 直弘	"	藤田 貴裕
"	稗田美菜子	"	上村 和子
"	石井めぐみ	"	望月 健一

.....  
議長 中川喜美代

出席説明員

市長	佐藤 一夫	生活環境部長	武川 芳弘
副市長	永見 理夫	環境政策課長	中村 徹
教育長	是松 昭一		
		都市整備部長	佐々木一郎
政策経営部長	雨宮 和人	都市計画課長	江村 英利
特命担当部長	薄井 敏男	道路下水道課長	関 慎一
市長室長	松田 周平	都市整備部主幹	佐伯喜重郎
政策経営課長	黒澤 重徳	都市整備部主幹	蛭谷 常久
債権管理担当課長 (兼)行政管理部法務担当課長	中村さゆり	交通課長	中島 広幸
		まちづくり推進本部長	門倉 俊明
行政管理部長	橋本 祐幸	国立駅周辺整備課長	北村 敦
総務課長	田代 和広	(兼)富士見台地域まちづくり担当課長	
建築営繕課長	内山 猛	南部地域整備課長	立川 浩平
情報管理課長	林 晴子		
職員課長	清水 紀明	会計管理者	岩澤 明宏
防災安全課長	古沢 一憲		
		教育次長	宮崎 宏一
健康福祉部長	藤崎 秀明	教育総務課長	川島 慶之
福祉総務課長	山本 俊彰	教育指導支援課長	金子 真吾
		指導担当課長	市川 晃司
子ども家庭部長	馬橋 利行	生涯学習課長	津田 智宏
		学校給食センター所長	本多 孝裕

公民館長 石田 進  
くにたち中央図書館長 尾崎 清美

監査委員事務局長 波多野敏一

議会事務局職員

議会事務局長 内藤 哲也  
議会事務局次長 町田 勝則

【藤江竜三委員長】 おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開きます。

【藤江竜三委員長】 一般会計決算の歳出款 8 土木費から款13予備費までの審査に入ります。款 8 土木費から款13予備費まで一括して質疑を承ります。大谷委員。

【大谷俊樹委員】 それでは質疑させていただきます。

まず、平成27年度事務報告書からでございます。343ページ、こちらに公園緑地等維持管理委託というのがありまして、大学通りの緑地帯、その他の緑地整備だと思っておりますが、この緑地を整備するに当たって、何かこういう仕様書みたいなものというのはあるのでしょうか。

【中村環境政策課長】 お答えします。緑地整備に関しましては、その都度、指示書という形で指示をしております。以上です。

【大谷俊樹委員】 わかりました。3,500万円ばかりの委託料を使ってそれなりの整備をしているということで、それをやるに当たって、どれほどの効果があるかというのを、私、いつも、効果といいますか、どういうことを目的にしているのかなというのが1個ありまして、例えば、これは緑地等ですから、ディズニーランドなんかで見られるように、景観的にいい、見て楽しくなるような、そういうことを主眼に置いているのか、あるいは管理上のそういった部分で支障がないように主眼を置いているのか、どのような指示の内容になっているのでしょうか。

【中村環境政策課長】 お答えします。効果ということに関しまして、市のほうでは、樹木の計画的で適切な管理を進めることによりまして、花と緑にあふれた潤いと安らぎのある緑地帯を保全していると考えてございます。以上です。

【大谷俊樹委員】 わかりました。緑地帯に関してはそれでわかりました。またちょっと、後ほど戻って質疑したいんですけども、先へといいますか、333ページで、同様に、道路維持に係る事業におきまして、低木の剪定、高木剪定等ありますが、こちらに関しては、何かそういった内容があるのでしょうか。

【佐伯都市整備部主幹】 道路維持の関係でございますけれども、植栽、街路樹でございますけれども、こちらについては、見通しとかということもあると思うんですね。そういうところ、道路の安全上ということでやっているところがございます。

【大谷俊樹委員】 それには何か明確な数字とか、交差点の周りは、例えば2メートル、3メートルは低木の植樹が、見通しがよくないから入れないとか、そういった決まり事というのはありますか。

【佐伯都市整備部主幹】 交差点のところの前後5メートルのところについては、基本的には植栽は植えないというのが原則論でございます。

【大谷俊樹委員】 このところ、刈り込み方によっては、だんだん低木植樹が大きくなっているのを見受けられると思います。いま一度、こちら辺はしっかり内容を精査して、ある程度のある程度ではだめですね、交通に支障のないように。自転車が、今、車道を走るように指示が来ていると思うんですけども、その点も、車道にはみ出ないように、しっかりと植栽の植え込み指示を出していただきたいんですが、その点はいかがでしょう。

【佐伯都市整備部主幹】 実は先ほどの答弁で、前後5メートルのところは植栽なしと言いましたけれども、80センチ以下にしなければいけないということで、今、大谷委員さんのほうから御質疑あ

ったように、これから植える時期とかと、いろいろあると思いますけれども、市内のほうのパトロールに努めて、その基準に合ったように整備していきたいというふうに考えております。

【大谷俊樹委員】 ぜひよろしくをお願いします。それと、歩道が車道との高さ、これ、専門的なことを言うと、205の街渠と155の街渠で、これで5センチ違いますから、歩道から80センチというよりも、それは1つの基準かと思えます、車道から見て、車の位置から見て、目線にかからないように、ぜひそこもパトロールの中では主眼を置いてやっていただきたいと思えます。

それで、343ページの、この大学通りに関しましては、こちらは緑地ですから、景観上のこともあろうかと思えます。しかしながら、自転車レーンが接しているんですね。この自転車レーンに関して、これは何か気をつけながらの剪定が行われるのでしょうか。

【中村環境政策課長】 お答えします。こちら自転車通行に影響のないように考えていきたいと思っています。また交差点部に関しまして、安全緑地の考え方もありますので、見通しを確保できるように、適切な樹木の剪定時期を見きわめて進めていきたいと思っています。

【大谷俊樹委員】 よろしくをお願いします。街路樹というものも、これは人工的につくられた自然ですから、しっかり管理をして、交通のやはり支障にならないように、例えば大学通りですと、少なくともハンドル1つ分は下げて低木植樹を植栽していただくと、追い越しできるんですね。これが自転車レーンにはみ出ている場合もありますから、景観も大事かもしれませんが、まずそういったところは交通を優先した管理をぜひ行っていただきたいと思えます。

それでは388ページです。特別支援学級費ということで、一中、二中、三中、こちらで二中だけが非常に金額が多くなっているんですけども、この理由というものを教えていただけますか。

【市川指導担当課長】 お答えいたします。一中と三中は知的固定の学級となっております。二中は情緒通級の学級というふうになっております。ただ学級の基準単価というのはどちらも同じになっておりまして、これは学級数でその増減があらわれているということでございます。以上です。

【大谷俊樹委員】 ありがとうございます。学級数によって変わるということであれば、今、通級の学級数が多いという認識でよろしいですか。

【市川指導担当課長】 小学校から情緒しょうがいのお子さん、大変ふえてまいりまして、その受け皿となる二中の通級もふえているところでございます。以上です。

【大谷俊樹委員】 ありがとうございます。ちょっと私、これが正しいかどうかわからないんですけども、この金額だけ見て言ってしまうと、通級学級よりも固定学級にしたほうが金額的なものは安くなっていくのかなと勝手に思ったんですが、それは違った認識ですか。間違っていますか。

【市川指導担当課長】 それぞれ目的が異なる学級でございます。知的固定のほうは、知的しょうがいのお子さんが通います。そして情緒しょうがいのほうは、名前のとおり、情緒しょうがいのお子さんが通いますので、それぞれ分けることによって、その子その子に対して適切な指導が提供できるというふうに考えているところでございます。

【大谷俊樹委員】 ありがとうございます。そうすると、この金額の差は出ていますけれども、必要に応じて、必要な金額の支出であったということの認識をさせていただきます。

小学校のほうは、これから全て固定学級が行われるということも聞きましたけれども、中学校の見通しとしてはいかがですか。

【市川指導担当課長】 今の御質疑のあった内容については、小学校においては情緒通級学級、通級指導学級が、どの学級にも設定されるという特別支援教室のことだというふうに認識しております。

小学校においては、平成30年度までに全ての学校でその設置が完了するわけですが、中学校においては、平成32年度までに設置ということで予定が立てられているところでございます。

【大谷俊樹委員】 ありがとうございます。予定がされているということで、小学校から上がる中学校の、その部分もしっかり精査する中で行っていただきたいと思いますので、よろしく願います。私からは以上です。

【高柳貴美代委員】 それでは、私からは事務報告書343ページの都市公園・緑地帯等の維持管理に係る事業の中で、公園内遊具等点検委託について質疑させていただきます。こちらのほうが253万8,000円というふうにありますけれども、そして専門技術者による点検ということですが、国立市は大体何基の遊具を保有しているのでしょうか。その点検の方法といいますか、どのぐらいの周期でどのように点検なさっているかを教えてください。

【中村環境政策課長】 お答えいたします。遊具に関しましては、市内84カ所の公園に遊具は設置されております。点検方法に関しましては、目視診断、触手診断、打音診断、計測器による測定と、このようなことをやってございます。周期に関しましては年1回という形でやらせていただいております。以上です。

【高柳貴美代委員】 年1回ということでございますね。それで344ページに、請負工事のところ、緑川東公園と谷保第三公園のところで遊具補修が112万8,600円かかっていますけれども、これはどのような破損で、どのような工事だったのでしょうか。

【中村環境政策課長】 緑川東公園におきましては、コンビネーション遊具、こちらの回転すべり面の破損です。そして谷保第三公園、こちらに関しましては、大型二連ブランコのつり具の金属部の摩耗、こちらの部分によってふくあいが生じたので補修をいたしました。以上です。

【高柳貴美代委員】 それはかなり老朽化による補修、取りかえではなく補修なされたということだと思えますけれども、今回、こういう事故とか、クレームとか、市民の方からそういう情報はありましたか。

【中村環境政策課長】 こちらに関しましては、点検により確認して補修したものだと考えております。以上です。

【高柳貴美代委員】 では、今のところ、事故とか、おけがをなされた市民の方はいらっしゃらないということだと思います。1年に一度の、この遊具点検で、専門家の方にやっていただいているということです。これは費用がかかってもきちっとやっていただくことと、あと、大分老朽化している部分もあると思いますので、その場所に合った、その公園のあり方を考えていただいた遊具の交換なども速やかにこれから行っていただきたいと思います。

また、その下の砂場の清掃のことなんですけれども、こちらのほうは大体年に何回やっていらっしゃいますか。

【中村環境政策課長】 お答えいたします。砂場の清掃に関しましては年3回いたしております。以上です。

【高柳貴美代委員】 それでは、年に3回、こちらのほうは殺菌業務をしていただいているということでございます。こちらのほうも続けていただいて、事故や、またけがが.....。

【中村環境政策課長】 済みません、今の3回というのは、清掃が3回です。そのうち2回については殺菌をやっているということでございます。以上です。

【高柳貴美代委員】 そうですか。そのような細かな作業ということも、とても子供たちにとって

の安全を守ることでありますので、これからも一層の努力をしていただきたいと思います。

それでは次の質疑をさせていただきます。351ページに、総合防災計画推進に係る事業のところ、協定の締結という欄がございます。こちらのほう、26年度のほうの事務報告書には2件載っております。今回は6件に増加しています。これはとても喜ばしく、大切なことで、感謝しております。このようにどんどん協定の締結を伸ばすということでもどのような努力をされているかお聞かせください。

【古沢防災安全課長】 協定の関係でございますが、平成27年度は事務報告書351ページに掲載してあるとおりでございます。防災安全課といたしましては、1件でも多く協定を結ぶということに努力しております。特に今回、北秋田市と葦崎市とは協定を結ばせていただいておりますけれども、北秋田市の職員につきましては、国立市の総合防災訓練のときに職員さんが3名ほどお見えになりまして、私どもの総合防災訓練のほうを見ていただいております。また葦崎市とは、同日、無線の関係のやりとりを訓練としてさせていただいております。今後は、また北秋田市に職員が行ったりですとか、葦崎市のほうの総合防災訓練のほうに私どもが参加したりということで、連携を密にしていきたいと思っておりますし、協定先についてはまた今後ふやしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

【高柳貴美代委員】 市外のところともそのように地道な努力を果たしていただいて、相互で協力していくということは本当に素晴らしいことだと思います。またそれ以外にも、国立市のいろいろな企業の方にも、いろいろ協定を締結させていただいているということは本当に感謝しております。そのような努力は、1カ所の課だけではなくて、いろいろなところから情報を共有している、これは結果だと思います。今後ともこのような協定の締結をどんどんふやしていただいて、国立市の力を強めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あともう1点なんですけれども、354ページ、り災証明発行に係る検討会についてお聞かせください。この罹災証明発行ということは、今回の熊本震災でも、この罹災証明書の発行の遅延などで本当に御苦労なさっているということをよく耳にいたします。その件に関しての検討会なのかなと思ったんですけれども、このような検討会は、どのような周期で、どのような内容でなさっているのでしょうか。

【古沢防災安全課長】 り災証明発行に係る検討会でございますが、大体、こちらは年に1回程度、担当している課税課と市民課の職員を交えて、検討なり研修なりを行っております。今、委員おっしゃられましたとおり、今回の熊本の地震におきまして、罹災証明の発行について、テレビで、かなり長蛇の列ができたとか、9時に行ったら受け付けは終了していたとか、そういったことがございました。

罹災証明の発行につきましては、今現在、東京都のほうで共同のシステムというのを入れるということの提案が来ておりまして、これについては、今、事務局のほうでも、どういった形に持っていくといいのかということは検討してございますので、この問題も大変大きな問題だと事務局で考えておりますので、引き続き検討していきたいと思っております。以上です。

【高柳貴美代委員】 東京都のほうで共同のシステムを考えていらっしゃるということ、また防災安全課だけではなくて、いろいろな課と連携してそのようなことを対応していただいているということでございます。この罹災証明書というのは、いざというときに市民にとってとても大切なことでございます。その身になっていただいて、今から、何もなきときからそのように用意をしていただいて、1年に1回とは言わず、もう少しその辺のところもふやしていただいて、いざというときに備えてい

ただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。私は以上です。

【遠藤直弘委員】 それでは、事務報告書331ページです。交通安全推進に係る事業の中の5番、通学路安全点検について質疑させていただきます。小学校の通学路のほうの安全点検だと思うんですけども、過去、どのぐらいの要望なり問題点なりを出されているのか、今、わかるところで教えていただけますでしょうか。

【蛭谷都市整備部主幹】 通学路の点検、毎年やらせていただいております。要望はさまざま、数多くあるんですけども、交通課のほうで対応できる要望といたしましては、平成27年度に点検した際には39件上がっております。以上です。

【遠藤直弘委員】 ありがとうございます。その39件の中で要望として受けられるもの、改善ができたものというのは何件ぐらいあるのでしょうか。

【蛭谷都市整備部主幹】 27年度の数になるんですけども、対応の数的には12件ございます。内容としては、スクールゾーンのカラー舗装をしてくれですとか、区画線が消えかかっているのを引き直してくれですとか、あとカーブミラーの調整とかですとか、あとは照明、暗いので、明るいものにしていただきたいというような要望がございましたので、そちらのほうに対応させていただいております。

【遠藤直弘委員】 ありがとうございます。27件の中で、これはどうしても無理、受けられなかった27件に関しては、それ相応の理由があったんだと思うんです。無茶な要望とかいうことがあったのかもしれませんが、その中で、どんな理由でできなかったとかというのはありますでしょうか。

【蛭谷都市整備部主幹】 済みません、要望としては39件です。その中で対応できないというのは、警察のほうと協議が必要なんですとか、交通課だけでの判断でできないというものが多々ございまして、ただ照明の暗いとかそういうのは、今、ここでLED化を進めてございますので、そちらで対応できるということで、平成27年度には照明の改善がされなかったということがございます。ただ28年度以降、LED化を進めてございますので、そちらのほうで対応させていただきたいというところもございます。

【遠藤直弘委員】 ありがとうございます。もう大体が、道が暗いというような要望が多かったのかなと。それで、あとは警察を交えないと話が進まないものが多かったという理解でよろしいでしょうか。

【蛭谷都市整備部主幹】 そうです。ほかにもいろいろございますけれども、そういうものが、他企業とか、警察とかが協議しなければ進まないものがございましたので、そういうものも含ませていただいております。

【遠藤直弘委員】 ありがとうございます。私も一度だけ、七小の通学路点検、同行させていただいたことがあるんですけども、警察の方と打ち合わせをしながら行って、僕も聞いていて、ちょっとこれは難しいなと思えるものもありましたし、逆に、ここはすぐに改善していただきたいなというものもやはりあって、子供目線で、お母様・お父様方も見られて、要望されていることも多いと思いますので、早目早目の点検、それと、あとはそう言われぬような通学路を目指していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、次、352ページ、353ページです。防災のことなんですけれども、防災の備蓄のことで、備蓄品が、飲料水の量が前年の4,020リットルから3,360リットルに、要は少なくなっているんですけども、傾向としては少なくなる方向なんですか。

【古沢防災安全課長】 事務局としても、少なくなる傾向ということではございません。

【遠藤直弘委員】 それでは、この水が何リッターなので、コンビニに行ってすぐ買ってこれるような量なんですけれども、これが減ったというのは、どういうことで減らしたんでしょうか。

【古沢防災安全課長】 正確には把握していないんですけれども、賞味期限等の関係もあったりとか、訓練に少し出した分とかというのがあろうかと思います。

【遠藤直弘委員】 それでは、減らす方向ではなくて、しっかりと備蓄はしていくという方向だということは確認できましたので、問題ないと思います。

それでは、次、その横のページの自主防の件なんですけれども、平成26年度と組織数が変わっていない。ただ構成員数が1,122人から1,029人に減っていると。構成世帯数も1万585から9,302に減っているということで、結成率というものも、29.63%から25.92%と減っているというような状況なんです。昨年、どなたかが質疑して、目標は40組織を目標にしているというような御回答、御答弁があったんですが、この自主防災組織についての昨年の総括をお願いできますでしょうか。

【古沢防災安全課長】 お答えいたします。自主防災組織でございますが、今現在、26組織ということで、正確には平成27年度から26組織からふえていないというのが実情でございます。また、今おっしゃられていましたとおり、構成員のほうも減っております。これは、自主防災組織の方にお伺いすると、やはり高齢化というんですか、年齢が高くなってしまっているであるとか、メンバーが変わらないといったような問題があるということで、こういったところの数字にあらわれているのかなというふうに思っております。ただ、自主防災組織、国立市は特に火災の延焼といったことが問題として上げられておりますので、自主防災組織の強化というのは、やはりこれから事務局としても進めていかなければならないなというふうに考えてございます。引き続き組織の募集はふやす方向で努力していきたいと考えてございます。以上です。

【遠藤直弘委員】 その中で、27年度中はどのような形で努力したかというような検証とかというのはありますでしょうか。

【古沢防災安全課長】 自主防災組織、全体の会議等を行っておりますけれども、そういったところで、やはり現状、伸びていないということの中で、他の団体をお願いできないかということで、告知と言ったら変ですけども、ふやす方向での話をさせていただいたりですとか、以前、他の委員から御提案いただきましたけれども、今後、マンション等の管理組合等につきましても、自主防災組織の結成ということのお話を、10月にまたこの自主防災組織の会議がございますので、そういったところで御提案させていただこうというふうに、今、考えてございます。以上です。

【遠藤直弘委員】 昨年は、なかなかうまくいかなかったと、ことしからはやっぴいこうということが確認できました。私も、自主防災というのが大きな災害のときには非常に役に立つというか、それが戦力になっていくということを思っております。ぜひ努めていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それではもう一つ、ページ数が390ページです。学校給食の中の、これはその設備のほうにかかった電気代、ガス代、水道代、下水道代が非常に落ちているんです。喜ばしいことだと思うんですが、その理由ですね。金額で言うと、電気代が680万円から580万円、ガス代が2,100万円から1,700万円、水道代が1,800万円から1,500万円、下水道代も1,300万円から1,100万円に下がっていると。非常に喜ばしいことなんですが、これは何か、運営日数も変わっていないんですけれども、なぜここまで効率化ができたのか教えていただけますでしょうか。



【本多学校給食センター所長】 光熱水費の関係でございますけれども、今、委員御指摘のとおり、確かに27年度、実績は落ちております。原因として一番考えられるのは、まずは節約というのに努めているというのが第一前提でございます。それ以外に、26年度に食器洗浄機を補正予算で可決させていただきまして、新しい食器洗浄機が入りました。この関係で、特にガス代等、その辺で効率が非常によくなったというところを要因として一番考えているところでございます。

【遠藤直弘委員】 ありがとうございます。その中で、水道代とかも、食洗器の中でかなりの部分が占めているということによろしいでしょうか。

【本多学校給食センター所長】 今、御説明でちょっと漏れたところなんですけれども、水道代に關しましては、実は26年度の夏ごろに、ちょっと漏水をしているということがございまして、それが、1カ月程度なんですけれども、発見されるまでにちょっと時間がかかったということがありまして、26年度から27年度で水道代が下がったというのは、その辺の原因も大きかったと思います。

【遠藤直弘委員】 了解しました。済みません、ほかの管理している建物で、こういった節約が何か活用できないかなと思って聞いたんですけれども、独自のものだったというのがわかりましたので、私からは以上です。

【石井伸之委員】 事務報告書328ページ、国立駅北口自転車駐車場負担金1,512万6,149円、こちらは平成27年度末をもって廃止できたということ、大変素晴らしいことだと思います。そこで、どういった協議によって廃止することができたのでしょうか、お答えください。

【中島交通課長】 こちらにつきましては、以前から議会等から御要望いただいた案件でございまして、私どもは、市長、副市長を含めまして、国分寺市と鋭意協議をやってきました。その中で、国分寺さんのほうも、民間への営業にかえていくということで合意に至ったということでございます。

【石井伸之委員】 そういうところで、やはりそう考えますと、佐藤市長、永見副市長が国分寺市の井澤邦夫市長と直接交渉したところが非常に効果として大きかったということでしょうか。

【中島交通課長】 私ども事務方の部長を中心に協議はさせていただきましたけれども、やはりトップ同士のお話ということもかなり大きかったというふうに考えてございます。

【石井伸之委員】 私は、佐藤市長また永見副市長による大変な努力、そしてもちろんこれは、国分寺市の井澤市長の英断によるものだと認識をしております。こういった市と市に関する大きな事業であったりとか、大きな決断に関しては、やはり市長同士が動いて直接交渉していただくというのが、非常に大きな成果、また大きな効果、発揮することだと思いますので、恐らく担当部署の中でいろいろと難しい案件あるかと思えます。事務局の中ではどうしても、とても対応が難しい、そういった際に、やはりお願いできるものは市長にお願いをして、そして丁寧に説明をする中で、トップ同士で交渉していただくということがよい方向に結びつくものだと思いますので、これは本当に中島課長におかれましてはいろいろ大変だったと思いますが、こうして素晴らしい結果を生み出していただいたことに対して感謝を申し上げます。

そして続きまして、国立駅東地域に自転車駐車場がないという話なんですけれども、このごろ矢川駅周辺に新たに民間の自転車駐車場を設置されております。実際に国立駅の東地域、そちらについても、こういった動きというものはあるのでしょうか。

【中島交通課長】 矢川駅には、今、2カ所南側にありまして、北側にも1カ所できました。谷保駅にも北側に1カ所、民間の駐輪場ができて、国立駅の北側にも民間の駐輪場ができたところでございます。しかしながら東地域には、現在、民間の駐輪場がございません。そういう中で、私ども

も、今後は民間の駐輪場の支援ができないかということもあわせて検討していきたいというふうに思っております。

【石井伸之委員】 ぜひこのあたり、官から民へという流れもありますので、民間でお願いできるところは民間に、現状、東地域で自転車駐車場の依頼が来ておりますので、できましたら時間貸しの自動車駐車場から時間貸しの自転車駐車場に移行していただけないかという依頼のほうをぜひお願いいたします。

そして、続きまして、国立駅周辺の夜間の放置自転車移送を4回実施したというふうにあります、平成27年度、富士見通り西友前歩道上における夜間の放置自転車の状況はどうなりましたでしょうか。

【中島交通課長】 全体的には放置自転車はやはり減少傾向でございます。しかしながら夜間につきましては、私どもでやっているところ、やっている日はいいんですけども、ほかの日にはやはり引き続き多いような状態でございます。

【石井伸之委員】 今後とも丁寧な対応を引き続いてお願いをいたします。

続きまして、今度は通学路のほう、事務報告書331ページなんですけれども、通学路安全点検、さっきの委員にはかぶらないように質疑をさせていただきます。小口委員と私が一般質問で取り上げた、第一小学校泉地域からヤクルト研究所周辺を通過しての通学路新設ですが、平成27年度に新しい通学路で事故は発生いたしましたでしょうか。

【蛸谷都市整備部主幹】 そちらのほうで事故発生は今のところございません。

【石井伸之委員】 ありがとうございます。しっかりと安全点検をなされた結果、こうして無事故に結びついているかと思しますので、今後も引き続き、通学路の安全点検のほうをよろしく願いいたします。

続きまして、事務報告書351ページ、平成25年度決算審査において、当時の東委員が佐伯防災課長に対して備蓄品について質疑をいたしました。その際に、立川断層の被害想定では、避難者4万2,000人に対して備蓄食数は約4万食ということで、1食にも満たないとの答弁がありました。そこで、351ページにはスーパーバリューとの食糧及び生活必需品の供給に関する協定が締結されたとあります。これは本当に素晴らしいことだと認識をしております。だからこそ、何を何食、どの場所へ、誰が提供するのか、誰が物資を求めてきたときにどういった判断で提供するのでしょうか。そのあたりのこと、例えば小中学校等の避難所から市役所へ、どういった方々が何人避難しているから、どういった物資がどれだけ必要といった物資提供の依頼が市役所の災害対策本部に入り、それを市役所の災害対策本部で協議をして、そして協定を締結した商店に対して、これだけの物資をお願いしますと依頼をして、そして商店の中で手配をして、実際にとりに来ていただいた方に対して引き渡す、そういった指示命令系統を含めた詳細の供給計画というものは立てられていますでしょうか。

【古沢防災安全課長】 お答えいたします。現在、避難所につきましては、避難所運営委員会というのがございまして、そちらのほうで、物資等、避難者の確認をして、足りない分については災害対策本部のほうに連絡が来て、そちらにまた持っていくという形になるかと思いますが、今、委員がおっしゃられたような詳細な物資供給計画というものは現在はないところでございます。

【石井伸之委員】 そうすると、要は協定を締結した商店に対して、いきなり避難された方々が殺到して、それで物資をくれ、物資をよこせという形で、ちょっとあまり考えたくない光景が発生するかもしれません。そういったところへしっかりと、避難所単位とか、そういったまとまった団体単位で市役所の災害対策本部に連絡をして、そして、こういった方々が何名、何をとりに来ますので引き

渡してくださいといった詳細の連絡調整について、この平時の時点でやりとりを行って、訓練等、物資引き渡し計画をつくっておかないと、本当にいざというときに、こういった形で、そのスーパーバリューさんが誰に物資を渡しているのかわからないというような状況が発生する危険性があります。そのあたりは、今後、丁寧な対応、また計画づくりのほうをお願いいたします。

続きまして、事務報告書393ページ、学校給食センター整備基本計画策定支援業務委託料593万1,360円の内容をお答えください。

【本多学校給食センター所長】 整備基本計画の関係でございますが、国立市立学校給食センター整備基本計画案、これが平成28年5月に策定をしたところでございますが、これに先立ち、平成27年2月に給食センター更新計画に関する検討部会というのを庁内に立ち上げて、整備計画策定に向けて庁内で検討したところでございますが、その基礎資料の作成等、国立市を取り巻く環境、それからこれまでの給食センターの経過とか、それから今後の食数等の将来予測、それから他の上位計画等との関係の整合性等、それから給食提供方法についての定性的とか定量面での整理等々、基礎資料をつくっていただきまして、この整備基本計画案のたたき台の資料ということで委託計画というような形でさせていただいたところでございます。

【石井伸之委員】 その基礎資料の中には、しっかりと将来的な建てかえに向けたスケジュールも含めたあらあらの、いつまでに何を行うといった、年度を区切った計画等までは作成されていますでしょうか。

【本多学校給食センター所長】 国立市立学校給食センター整備基本計画案の中では、その中で、平成28年度以降のおおむねの今後のスケジュールについては示されているところでございますが、これをつくるに当たっての基礎的な整備資料ということで提供いただいたところでございます。

【石井伸之委員】 そうしますと、その基礎資料の中で、何年度までに土地を見つけなければいけないという具体的なところは示されていますでしょうか。

【本多学校給食センター所長】 用地の取得について、何年度までにどのような土地を取得するという具体的なことまでは触れてございません。

【石井伸之委員】 正直言って、それが一番かなめだと思えます。いくら給食センターをどこかに建てかえをしたいといっても、将来的に土地を見つけなければ、本当にそれは机上の空論で終わってしまいます。逆に言いますと、土地がまず見つければ、その後の予算であったり、上物を建てるといふのは、恐らくほぼ間違いなく順調に進むと思えますので、この土地の取得、また土地を見つける努力、これはぜひお願いいたします。そしてしっかりと、その年度を区切ってください。将来的な計画、このときにまで土地を見つけなければ、給食センターの建てかえ、更新計画はできないんだという危機感を持った中で、本多所長には大変かと存じますが、今後、よろしくお願いいたします。

そしてもう1つ、事務報告書398ページ、くにたちアートビエンナーレに先駆けて、平成27年3月15日日曜日の午後2時に、くにたち市民芸術小ホールで、くにたち童謡歌唱コンクール、行われました。このイベントについて、担当当局として、平成27年度、どのように総括をされていますでしょうか。

【津田生涯学習課長】 くにたち童謡歌唱コンクールですが、くにたち文化・スポーツ振興財団が、誰もが知り、親しみがある童謡を貴重なものと捉え、その魅力を広げるため、くにたちアートビエンナーレ2015の関連事業として行いました。子供、ファミリー、大人の3部門で実施し、応募総数は55組、書類と音源の調査の第一次選考では29組が通過し、本選に臨み、その結果、11組が受賞されまし

た。

文化・芸術のまちづくりを推進するためには、市民、文化、芸術にかかわる団体、あるいは関係教育機関等々、さまざまな方のお力添えが必要かと感じております。この事業は、大変著名な審査員が3名かかわっており、また「夏の思い出」、「小さい秋みつけた」などの作曲家である中田喜直賞という名誉ある賞も設定いただきました。そのようなこともあり、大変意義のある事業と感じております。以上です。

【石井伸之委員】 やはりこれだけ著名な方を呼ぶことができたのも、やはり佐藤市長がしっかりと文化・芸術に対して理解を示して、そして国立市を盛り上げていこう、そういった機運が、これだけすばらしい審査員、特に故中田喜直さんの夫人である中田幸子さん、審査員長に含めて、音大の大倉先生、そしてはいだしょうこ先生が審査員と並んだわけです。そういった中で、平成27年度実施を含めて、次回実施、どのようにお考えでしょうか。

【津田生涯学習課長】 委員御紹介のとおり、芸術あるいは文化・スポーツ振興財団でこのような形で実施するのは容易ではないと考えております。27年度のビエンナーレについては、今、内容を検討しておりますが、先ほど御答弁いたしましたとおり、大変意義のある事業と感じておりますので、くにたち文化・スポーツ振興財団にも改めて伝えてまいりたいと感じております。

【石井伸之委員】 ぜひ次回実施、よろしく願いいたします。そして、このくにたち童謡歌唱コンクールや、またアートビエンナーレ、これを実施する際に、ぜひとも国立市の商工振興だとか、国立市内の回遊性だとか、どうやってこれを経済につなげていくか、経済振興、経済発展、そして各個店の売り上げ上昇につなげていくのかという、この次の視点を考えた中で、このイベントの実施をお願いいたしまして、質疑を終わります。

【石塚陽一委員】 まず事務報告書360ページ、教育相談のことで御質疑します。ここには教育相談と不登校の問題が出ましたので、まず教育相談のほうで、相談延べ回数が353件、26年度に対して27年度はふえているんですね。その中で、不登校に関しては、27年度はプラスの6件、学校生活については42件がプラスです。学校生活、ここには8つの区分があるんですけども、これを、5番の学校生活でどんな課題が相談事項で上がっていたかということをお願いします。

【市川指導担当課長】 お答えいたします。学校生活についてですが、最も多い内容が、やはり人との関係です。コミュニケーションというところで、特に友人との関係についての相談が多くなっております。2点目としては、やはり学業、勉強のことが多くなっているところがございます。

【石塚陽一委員】 ありがとうございます。今、人との関係、あるいは学業の関係、これは、現在、国立市でも取り入れたスクールソーシャルワーカーの問題で、学校だけでは解決が難しいというようなことから、生活指導上の課題、あるいは子供の置かれた状況というふうなことで対応していただいておりますけれども、ここで不登校が、26年度に対し27年度は、小学生ではプラス5人ふえている、逆に中学生はマイナスの10人と減っているんですね。このあたりの原因はどこにあるんでしょうか、中学生のほう。

【市川指導担当課長】 御指摘のとおり、中学校のほうが少し減っているのでしょうか。学校において、一人一人を、より一層、そういう子供たちに対して、家庭との連絡を密にするとか、その子に対して個別的に充実させようというところがあると思います。加えて、やはり今、委員御指摘のとおり、スクールソーシャルワーカーを配置していただきましたので、スクールソーシャルワーカーが学校と家庭の間に入っていただいて、その解決の糸口を探っていただいたということが非常に大きな原因と

いうふうに考えております。

【石塚陽一委員】 児童生徒さんとだけの問題ではなくして、やはり親御さんの関係、それからお友だちとの関係ということで、特に子どもが耳にするのは、いわゆる塾に行かなければいけないと。ところが塾に行くお金の拠出が厳しいというような御家庭があると思うんですね。そうするとお友だちが分かれちゃうらしいんですね。塾に行っているお友だち、塾に行かないお友だちというふうな形の中で、そういった点について、そのスクールソーシャルワーカーの皆さん方が入る中で、何か具体的な指導というものはしていただいているのでしょうか。

例えば私の孫が行っている学校は、1クラス21から22人ということで2クラス制、そうすると、親と、先生は若い方ですけども、連絡簿が毎日来ているそうなんです。私も見てびっくりしたんですね。そのときに先生が言われた言葉が、私は親に対してはお子さんの褒め言葉しか書いてあげないんですと。ということは、それを持って帰ると、親が子供に読んでくれるらしいんですね。そうすると子供が胸がわくわくして喜んでくれると、そのような関係みたいなことができないかという質疑ですけども、どうでしょう。

【市川指導担当課長】 1クラスにたくさんの子供がいるものですから、なかなか難しいところではあるんですが、やはり家庭との連絡において、連絡する手段としては、連絡帳、あと電話というものが考えられると思います。今、委員おっしゃった教員というのは、大変熱心で、限りある時間の中で対応していただいているというふうに考えているところですが、そういう取り組みを広げていきたいなというふうに思っております。ただ、なかなか時間がないので、放課後に改めて直接お電話をしたり、または、場合によっては家庭のほうに出向いて、そのお子さんのことについて保護者の方と御相談をするといったような学校や教員が、多数、国立市にはいるところがございます。

【石塚陽一委員】 ありがとうございます。きのうも市内では運動会があって、行ってみると、本当に若い先生方で、我々の世代では発想がつかないような、児童の心を捉えたような競技種目、すばらしいものがきのうもあって、ある校長先生と話して、校長先生が最後の練習を見ていたら、涙が出るぐらいうれしかったですと言われたけれども、まさに本当に、先生も朝礼台に載って指導して踊る、生徒さんがグラウンドでやる、それが一体となっているんですね。そのときの児童の顔というのはすばらしいんです。これ、中学校の生徒さんも同じだと思うんですね。ですから、そういった意味では、また努力をしていただきたいと思います。

あと1点だけ、事務報告書372ページのところで、学校健診のところで、歯科のほうなんですけれども、歯周疾患というのがありますね、歯肉の状態というところで。ここで、平成27年度は26年度に比べて75件少なくなっているんです。これは、校医の先生あるいは国立市歯科医師会の先生方の御指導のもとでやられているんですけども、何か特殊な指導で、例えばブラッシングであるとか、与えるような知識的な指導をやっているのでしょうか。

【川島教育総務課長】 歯科指導につきましては、特に変更したところはありませんが、年度によって、数については条件が出てくるということがございます。ただ、これまでさまざまな取り組みがされておりますので、そういった効果も多少あったのかなというのは感じているところがございます。以上でございます。

【石塚陽一委員】 歯科健診は、医者の方の内科もそうでしょうけれども、歯科も、すごく先生方が熱意を持って子供たちに対応してくれていると思うんですね。それで、そこで出てきているのは、やっぱり先生方が思うのは、1つずつものを治していくためにはどうしたらいいのかというところで、

例えば、その他の歯ということで、口腔の疾病あるいは異常というところ、これも、27年度は44件で、26年度に対して21件少ないということで、昔は虫歯の多い子が多かったんですけども、今は虫歯のある子というのは珍しいらしいんですね。そのぐらい、歯が丈夫であれば長生きするという、健康寿命が延びるという形の中での指導が徹底していると思うんですけども、これは、もうこれ以上健診の回数をふやすことはできないんでしょうか。

【川島教育総務課長】 なかなかやはり予算的な部分もございまして、これ以上ふやすというのは今のところは難しいのかなと感じているところです。以上でございます。

【青木 健委員】 それでは何点か、足早にお伺いしていきたいと思います。まず事務報告書330ページ、コミュニティワゴンです。コミュニティバス、それから、そこから派生してコミュニティワゴンというものができて、今、運行しているわけなんですけれども、特にこの中では、泉ルート、極端に低いんですね。売上額と言っていいんですか、こういうの。これ、原因はということなんですか。それは調査されていますか。

【中島交通課長】 泉ルートにつきましては、路線バスと重複している箇所が多いということが1つございます。それと、泉の都営に、前のくにつこのときには入ってございましたけれども、現在、入っていないということで、なかなか通勤・通学に御利用される方というのは少ないというようなことで考えてございます。

【青木 健委員】 ということは、この泉ルートというのはどうなるんですか。

【中島交通課長】 現在、試行運行ということがございまして、平成28年度が最後の試行運行の期間ということがございます。現在、地域公共交通会議の中で中間評価を行っているところでございます。そういった中では、やはり見直しをすべき路線ということになってございます。

【青木 健委員】 見直しをすべき路線ということなんですけれども、では、その見直しというのはどなたが見直すんですか。

【中島交通課長】 これは、今、乗り合いの交通ということでやっておりますが、やはり福祉的な交通を、今、交通会議の中でも検討しているところでございまして、そういった総合的な中で……（「いや、誰が見直すのか」と呼ぶ者あり）こちらについては、地域公共交通会議の中で御意見をいただいて、最終的には市のほうで判断を行っていきたいというふうに考えてございます。

【青木 健委員】 その地域公共交通会議において現行の路線を決めてだめだったわけでしょう。その方たちが見直してどうなるんですか。では、地元の意見というのはどういうふうに聞くんですか。

【中島交通課長】 当然、試行運行ということがございまして、これはきちんと評価を行った中で、地域の方の御意見、利用者の御意見といったところも聞いていくということで考えてございます。

【青木 健委員】 地域の者の意見を聞くということなんですけど、私はその地域公共交通会議、そこにこそ地元の人間を入れるべきだと思います。それを排除して皆さんはこれまで組み立ててきているわけですよ。だからうまくいかない。そしてまた、うまくいかなかった人たちがそれを判断するというような、当然、私は、今後これがよくなるような気はしないわけです。ですから、その点についてはしんしゃくをしてもらいたいというふうに思います。

あと、続いて市内の道路の維持管理、事務報告書334ページ、これは単価契約ですね。336ページになると請負契約ということで、市内の業者さんにいろいろ仕事をしていただいて、道路の維持管理ができていっているわけなんですけれども、これ、市内業者と市外業者というのはどういうふうに区別をして、発注もしくは入札なり、かけるようにしているんですか。

【佐伯都市整備部主幹】 単価契約については、現在、市内の業者2社で契約を結んでいるところでございます。

【青木 健委員】 頼みますよ、時間短いんだから。市内業者と市外業者というのは、これはどうやって分けてやっているんですか、発注に当たっては。

【田代総務課長】 お答えいたします。市内業者・市外業者というのは、まず工事の請負金額、設計金額から出した予定価格の額に応じて、工事の規模によって、その実際に仕事ができる業者さんの規模がございますので、それによって、市内競争入札の基準に基づいて業者さん選択、その中で、市内業者さんのほうを……。その工事の規模によって選んでいるので、市内・市外にかかわらず、あくまでも工事の規模によってやっております。以上です。

【青木 健委員】 ということは、高額のものについては市外業者に出てしまうんですよ、ほとんどの場合を見ていくと。ほかの委託関係においてもそうなんですけれども、市内業者というのは低額のものしか請け負えない、やれないということになるわけです。この辺の見直しは私は必要ではないかと思えます。いろんなルールに基づいてやっていることですから、すぐに見直せということは難しいかもしれないけれども、この辺を変えていかないと、市内の業者というのは育たないですよ、小さな仕事ばかり出しているようでは。その辺については十分今後考えていただきたいということを申し上げさせていただきたいと思えます。

それでは、残り時間があれなので、もう1点、道路等の草刈りについてです。雑草という草はないなんて昭和の天皇陛下がおっしゃったということもありますけれども、ただやっぱり歩道、それから特に私が目立つのは、自分が毎日通っているということもあるので、多摩川の堤防、これについては、河川事務所と国立市との守備範囲があって、なかなか一斉にできないという状況なんですけれども、この辺、何回かこれは担当には申し上げておりますので、その後、改善はされているんでしょうか。

【中村環境政策課長】 堤防の草刈りということなので、お答えいたします。国立市のほうと国との間で草刈りをする部分が違うんですけれども、時期も若干異なっております、国のほうが若干回数が落ちております。その部分を補うように、市のほうでは努力して草刈りをしている状態でございます。

【青木 健委員】 そうはおっしゃいますけれども、真ん中だけ刈ってあって、堤防の上下60センチずつだったか、刈っていないと、非常に奇妙ですよ、見ていて。やるんだったら国と歩調をそろえてやるとか何とかすべきではないですか。もう時間がなくなっちゃったので、よろしく願います。

【藤江竜三委員長】 ここで休憩に入ります。

午前11時1分休憩

午前11時19分再開

【藤江竜三委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続行いたします。住友委員。

【住友珠美委員】 きょうはよろしく願います。まず事務報告書333ページ、道路維持に係る事業です。これは前年度も質疑させていただきましたけれども、平成26年度の決算特別委員会で、平成27年度に道路のストック点検を行うといった答弁がございました。この点検は、道路の傷み状況の把握ということで行うといったことでしたけれども、点検内容を伺いたしたいと思います。

【関道路下水道課長】 道路ストック点検でございますが、点検対象施設が、橋梁が36橋、のり面

などが8カ所、舗装が112.3キロメートル、道路附属物が966基でございます。

【住友珠美委員】 今、聞くと、かなりやっていらっしゃって、道路をつぶさに点検していくのは大変な作業だと思うんですけども、この点検はもう完了いたしましたか。また点検結果からはどのような分析ができましたでしょうか、傷みぐあいなど。

【関道路下水道課長】 点検作業は27年度で完了しております。内容でございますが、傷みぐあいを4段階で評価してございまして、一番悪いランクについては、道路については既に市の職員のほうで把握できている路線でしたので、順次、各年度で改修工事を行っているところでございます。また橋梁については、早急に対応しまして、4カ所、補修が完了しております。また道路附属物につきましても、この結果が出た直後に補修等を進めているところでございます。

【住友珠美委員】 ありがとうございます。4段階で評価されて、分析しながらやっていくということは大変効率的な作業であるかなと思います。ぜひとも、分析された内容を踏まえまして、こういった市民の方が日常的に使う生活道路、整備を進めていってほしいと思うんです。私、いつも見ていると、前年度も質疑させていただいたんですけども、穴だけを埋めるような補修というか、工事というのかな、補修では、三、四カ月もしますとすり減ってきて、またぼこっととれてしまうということが、道路を、この1年間、見ていると、繰り返してくるかなというふうに感じます。局所的に補修するのではなく、もっと広い範囲で面的に捉えて補修できないかと考えますけれども、そのほうがもっときれいに長く使えると思います。この点に対してはいかがでしょうか。

【関道路下水道課長】 委員のおっしゃるとおりでして、市としては、本来、まとまった延長面積で補修をしていきたいところですが、やはり予算が伴うことでございます。今回のストック点検で路線的なものは拾い出しましたので、順次、計画的に進めていきたいと思っております。また点的なものについては、市の直営班、あるいは単価契約で、随時、緊急工事として補修をさせていただいているところでございます。

【住友珠美委員】 やっぱり生活道路ということで、本当に赤ちゃんから御高齢の方まで日常的に使う道路なんです。それを考えたとき、予算をつけていただいて、本当にきれいに直していただけたらなということを要望したいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

では、次に365ページ、インクルーシブ教育システム構築モデルに係る事業についてお伺いしたいと思います。インクルーシブ教育というのは、しょうがいのある者となない者がともに学ぶことを通して共生社会の実現に貢献しようという考え方ということですが、国立市では、この事業を平成25年度から平成27年度までの3年間、文部科学省の指定を受けて取り組んできたわけですけども、この3年間の総括した成果であったり、または問題点、どのようなところがあったのか、この振り返りをお聞かせいただきたいと思っております。

【市川指導担当課長】 インクルーシブ教育システムの総括をお話しさせていただきます。まず成果ですが、3点あるというふうに考えています。まず1点目ですが、各校の代表教員を委員とする合理的配慮検討プロジェクトというのを立ち上げまして研究を進めました。その中で、やはり合理的配慮の必要性や考え方について十分理解をすることができたというふうに考えています。

2点目は、その中で事例研究を行いました。このお子さんにはどのような支援をしたらいいかという研究を行ったわけですが、それを通して、支援のあり方について勉強することができました。

3点目としては、連続する柔軟な学び場、つまり通常学級、通級指導学級、知的の特別支援学級、特別支援学校というふうにいるんな場がありますが、その場を充実させることができたというふう



考えています。

一方、課題ですが、合理的配慮検討プロジェクトは、一部の教員を中心にして進めたわけですが、全ての教員がその趣旨を十分に理解しているかといえば、まだそこには至っていないというふうに考えています。

2点目は、これを進めていく中で、しょうがいのあるお子さん本人、そして保護者の方とどのように合意形成を図っていけばいいのかということが大事だということがわかりました。そのあり方も今は十分ではないというふうに考えています。

したがって、今年度のテーマとしては、本人・保護者との合意形成を大切にした合理的配慮の検討・提供ということをテーマに掲げまして、1年間、研究を進めているところでございます。以上です。

【住友珠美委員】 ありがとうございます。すごく分析されていまして、ここまでするのは大変だったんだろうと思います。このモデル事業は一応3年間で終了ということをしていただいているんですけども、このインクルーシブ教育、考えてみると、本当に今後も大切な事業であると思います。市では今後どのように取り組んでいこうか、今、ちょっとお答えして下さったと思うんですけども、もうちょっと総括的に大きく、具体的に取り組んでいく内容をお知らせいただけますか。

【市川指導担当課長】 今、委員おっしゃったように、インクルーシブ教育システム構築モデル事業が終わったからといって、インクルーシブ教育システムが終わるわけではありませんので、引き続き教育委員会の重点として進めてまいりたいというふうに考えています。具体的には、特別支援教育アドバイザー、別名、合理的配慮協力員といいますが、その専門的な見地からの研究と、あと予算を確保していただいたスマイリースタッフによる支援、この充実を図っていくことでさらなる充実を図っていこうというふうに考えています。

【住友珠美委員】 ありがとうございます。CMの言葉なんですけれども、「みんな違ってみんないい」というCMがあったと思います。この共生社会構築を目指して、今、子供の個々の特性に応じた学びの場、きめ細やかな教育支援ということで体制をつくっていくということで、この教育をなされているということなんですけれども、逆に言いますと、しょうがいをお持ちでないお子さんに対して、どのような点を考慮して理解・啓発に努めているのかということをご伺いたいと思います。

【市川指導担当課長】 委員御指摘のとおり、非常に大切な視点だというふうに考えています。教育委員会といたしましても、しょうがいを1つの個性というふうに捉えまして、個性と多様性を尊重する教育活動、つまり人権教育の中で総括的に進めていきたいというふうに考えています。

具体的には、まず学級担任・教科担任が合理的配慮を踏まえた授業をきちんと行うこと、これが1点目です。2点目は、それぞれの学校にしょうがい種は違いますが、特別支援学級が設置されています。その特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習というものを計画的に進めていますので、それを通して理解をさせたいというふうに思っています。3点目としては、今後、先ほども御答弁させていただいた特別支援教室が全校に、小学校に設置されますので、この機をチャンスと捉えて、ますますの教育の充実を図っていきなというふうに考えているところです。

【住友珠美委員】 ありがとうございます。大変進んでやっていらっしゃるなというのを理解いたしました。実は私の母はちょっと足が悪くて障害者手帳を持っております。私は小さいころ、足を少し引きずりながら歩く母親を見ましても、別にそれが個性と思って捉えておりました。しかし小学校1年生のときに、私のお友達になった子から「珠ちゃんのお母さんはしょうがいしゃなんだね」と言

われたときに、私のほうが実はショックを受けまして、うちの母はしょうがいしゃなんだ、その言葉で、母がしょうがいしゃというカテゴリーに入れられてしまったということがすごくショックがあったんですけども、小さいころからそのことを個性として捉える機会があれば、そのしょうがいしゃという言葉はなくなってくるのではないかなと私は考えます。今後もさらに、このインクルーシブ教育、進めていっていただけることを切にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【尾張美也子委員】 それでは、事務報告書419ページの図書館運営に係る事業についてお尋ねいたします。一般質問のときにほかの委員が質問されていますが、さらにちょっとお聞きしたいことがあります。除籍本に関してです。27年度2万3,315冊、特に12月から2月の期間には約1万5,000冊除籍されたということで、この3カ月で大量に除籍本を出したということについて、やはり図書館を愛する方々からたくさんの不安の声を私のところでも聞いています。この3カ月という短い期間に除籍されたのは、破損がひどいという御答弁もありましたけれども、一冊一冊きちんと手にとって、中身を、除籍基準に従って、除籍すべきか否かを検討する時間がとれるのであろうかという短い期間だったんですが、具体的にはどのようにして短い間で除籍本を選定されたのでしょうか。

【尾崎くにたち中央図書館長】 お答えいたします。確かに短い期間ではございましたけれども、図書の分類別に作業を行っていきました。担当者がおりますので、それぞれなかなか判断ができない部分は他の職員に確認しながらですとか、できる限り皆で協力して、図書の除籍につきましては判断をしたと。ただ、判断し切れなかったものは、すぐに除籍せずに、書庫などに保管して、現在もその作業は続けているところです。以上です。

【尾張美也子委員】 時間的に考えると、ほかの業務もある中で、本当に一冊一冊がきちんと検討されたのかなという不安がどうしても残るんですけども、1つは、図書館の本というのは市民の知的な財産ですね。図書館のものであれば市民全体のものだという考え方というのをきちんと持ってほしいという意味では、除籍するときに、その情報をきちんと市民の方に知らせるべきではないかと思います。

除籍要件として、この国立市図書館資料除籍基準というのがありますけれども、ここに6つの要件がきちんと書いてあるんですね、除籍要件について。その中で、汚・破損で除籍するというのがまず1番目にあるんですが、1万5,000冊の中で、この破損・汚損の資料というのはどのくらいあったんでしょうか。そのほかはどんな要件が多かったんでしょうか。

【尾崎くにたち中央図書館長】 申しわけありません、その内訳については、今、資料を持ち合わせてございません。

【尾張美也子委員】 それでは、後で教えてください。ぜひ調べて教えてください。この図書館資料除籍基準の5の手續というところに、手續が3つ書いてあるんですが、2として、汚・破損以外の資料でリサイクル利用が見込めるものは、学校・保育園などの団体や個人利用者に対して無償で寄附することができる。団体や個人に無償で寄附することができるという項目があるんですけども、これらの除籍に当たっては、学校や保育園、それから市民の皆様にもきちんと提供しましたでしょうか。きちんと見せて、その後、除籍したという段階をとられたんでしょうか。

【尾崎くにたち中央図書館長】 お答えします。除籍本につきましては、委員おっしゃられましたように、図書館内で除籍本をリサイクル本としまして展示しまして、利用者の方に持って行っていただく方法ですとか、あと、学校あるいは保育園等に、年に一度、2日間にわたり来ていただきまして、希望の御本を持って行っていただくというような方法ですとか、日常のブックトラックにおきまして

持っていただくなどの対応で行っているところです。

【尾張美也子委員】 そのようなことを行っていらっしゃると。この1万5,000冊についてもそのようなことをきちんと行ったのかしらということをお聞きしたかったんですが、3カ月と短かったので、本当に市民の方に、その1万5,000冊の中で使えるような本というものを示されたのかなというのがちょっと気になったところです。

本当に思うんですけども、実際、何を除籍したんだろうということを問い合わせたときに、なかなかそれがわからなかったと。一応見せてはくれるけれども、実際は自分で印刷しなければいけないというような状況もあったりして、すごくそういう不満の声が届いているんですが、私が考えたのは、みんなの財産だから、それを本当にさようならとする前に、必ず市民に公開する場をつくってほしいんですよ。ただ図書館も、入り口にありますね。でもそんなにたくさんの本は置けないし、そういう意味では、これから高架下なんかにも市民のコーナーができますし、複合公共施設、私たちは手を挙げて賛成というわけにはいかないんですが、どうしてもつくるといえば、そこの一部の一角に除籍本コーナーというのを設けて、そして常に、これから先、処分しますという前に、一度市民の皆さんの目に触れて、そして御自由に持って行ってくださいと、皆さんの財産でしたということで、そういうコーナーをぜひつくっていけるような体制を、文教都市らしい玄関の部分に、図書館だけではなく、そういうコーナーをつくっていただきたいということが私の希望なんですけれども、その辺、検討はいかがでしょうか。

【宮崎教育次長】 まず汚・破損本等の除籍については、これまでも継続的に行ってきた中で、できる限り、再利用可能なものについては学校あるいは市民の方に提供するというところをやってきてございます。ただどうしても、図書館の全体スペックを考えたときに、なかなか処分する場所もいっぱいになってきた中で、閉館期間等を利用して、27年度、大幅に除籍すべきものを削減したと。その中では、一般質問でもお答えしたんですが、相当数が、あの汚・破損本に該当するものであったので、その部分については十分に市民周知ができなかったところもございますが、今後はやはり継続的に、定期的にやっていく中で、利用可能なものは提供していきたい。その中で、これまでもやってきておりますので、別の場所を設定するかどうか、そのやり方については、効果的なやり方を検討してまいりたいと、そのように考えてございます。

【尾張美也子委員】 ぜひ本というのを財産という捉え方で、丁寧に、除籍する前に市民の皆様を示していく。場所がなければ、これから公共的な部分ができくる部分に、ぜひ本が閲覧、いつでもできて、そしてそれが持って行っていいですよということになれば、市民の皆様に戻っていくわけですから、それは本当に除籍する前に、ぜひそのステップをきちんとつくっていただきたいと思います。

決算特別委員会資料 39というのを出しているんですけども、ここを見ますと、国立はやっぱり文教都市ですし、人間を大事にするまちという言葉もありますけれども、国立は長期計画というのが図書館にないんですね。ハード面と、ソフト面と、そして市の知的な拠点として図書館を位置づけていくということについて、図書館も、今、ソフト面ではすごく頑張っていると思います。そういう意味では長期計画をしっかり持っていくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

【尾崎くにたち中央図書館長】 お答えいたします。現在、国立の図書館では、国立市総合基本計画の中で、基本施策としまして生涯学習の環境づくりということで方針があります、そのもとで毎年度の図書館事業計画を立てております。年齢別に言いますと、また幼児から高校生・大学生に向けましては、子ども読書活動推進計画もございまして、そういう中で事業を行っているところでござ

ざいます。

御質疑の、なぜ図書館の長期計画を策定しないのかということでございますけれども、国立市の図書館では、今までしょうがいしゃサービス、児童サービス、ボランティアの育成など、今日までに国立市の図書館の重点事業としてそういった事業ができ上がっているという状況がございます一方で、また施設面においては、国立市の公共施設保全計画におけますストックマネジメントの考え方から、向こう35年間、現在の図書館施設を単独で維持していく考えもあるということもございます。そういった状況でございますので、現在のところ、図書館事業を大きく変更するという方向性がない中では、単年度の事業計画の中で、一年一年しっかり事業を行ってまいりたいと考えております。

【尾張美也子委員】 確かに国立市の図書館事業というのは、ソフト面ではすごく頑張っていると思います。そういう中で、除籍もいっぱい出さなければいけない、場所が足りないというのが現実にあって、大切な本をどうしても手放していかなければいけない部分は出てきている。そういう中で、決算特別委員会資料 40を見ますと、駅前に図書館がないのは、もともと駅そのものがない武蔵村山は別とすると、東久留米市と国立市だけなんです。高架下や駅の周辺に図書館をとという声が、もう30年以上前から寄せられていますし、請願も出され、3,000人以上の署名も出されて、請願も採択されたら、私が議員になる前の話なので、聞いたんですけれども、そういう中で、やはり文教のまちの玄関として、図書館の薫り、分室が、駅の高架下のあたりか、あるいはその複合公共施設の一部かに、その除籍本の展示も含めてやっていけるような部分をぜひ検討してほしいと思います。

そして、事務報告書340ページの都市計画道路3・4・10号線、これ、用地買収、物件補償として、それぞれ約1億8,000万とありますけれども、用地買収と物件補償、これまであわせてどのくらいかかったんでしょうか。そして今後、どのくらいかかる予定でしょうか。

【関道路下水道課長】 都市計画道路3・4・10号線、用地費につきましては、これまで約23億3,800万円、その中に物件補償費、用地買収費が含まれているものでございます。今後でございますが、実施計画ベースでお答えさせていただきますが、平成29年度以降、約10億8,300万円を考えているところでございます。

【尾張美也子委員】 150メートルの道路延伸のために、全部であわせて33億円くらいかかっているんですね。これだけ金額があったら何ができるかと思わず考えてしまうくらい膨大な金額なんです。国立市、財政が厳しいと一方では言って、いろんな削減が行われている中では、やはりアンバランスだと私は指摘したいと思います。そういう中で、道路の維持に係る事業というのは、日々の生活道路、すごく毎日毎日皆さんが利用している道路に対して、先ほどほかの委員のお話の中で、要望が39件あったと聞きましたけれども、例えばバス停あたりのへこみだとか、水たまりだとか、そういう要望とかはありましたでしょうか、この間。

【佐伯都市整備部主幹】 歩道の水たまり、バス停に限ったことではないんですけれども、水がたまっているとかということがございます。その都度、要望があったところで現地のほうは対応しているところでございます。

【尾張美也子委員】 実は大学通りの桐朋学園のバス停のあたり、ちょっと雨が降ると大きく水がたまってしまって、バスに乗るために行くのも、待つのも大変だという声が出ていますので、ぜひその辺は点検していただきたいと思います。

それから最後に、あと1点なんですけれども、ほかの委員もおっしゃっていましたが、330ページ、くにつこみ二、このくにつこの地域公共交通会議、その会議の中の、地域公共交通会議にどれだけ

市民の方がどういう形でいらっしゃるのでしょうか。

【中島交通課長】 地域公共交通会議の傍聴ということだと思いますけれども……（「傍聴ではなくて、その構成員」と呼ぶ者あり）構成、済みません、失礼いたしました。4人の市民委員ということになってございます。

【尾張美也子委員】 国立市、狭いとはいっても、4人では、私も傍聴して、少ないと思いました。特にそれぞれの地域の自治会にかかわる方々とか、そういう人たちをたくさん入れてやはり意見を聞くということは、ほかの委員もおっしゃっていましたが、私もそれを要望いたしたいと思いません。終わります。

【高原幸雄委員】 それでは何点か。1つは327ページの放置自転車対策の問題で、駅前の放置自転車対策は、ここに表があるように、大分少なくなっています。南口で2桁台に落ちたというのは、これはかなり市が努力しているということはわかるんですけども、実は谷保第一公園の敷地内に放置自転車がたくさんあります。問題は、市は自転車が公園の中に入らないように柵をしているんですね。あれが非常に、管理上、市民の目から見たらよくない。その辺のことをどういうふう考えているのか。

【中村環境政策課長】 谷保第一公園の駐輪ということでお答えいたします。地元の方からもかなりの要望がございました。まずは、当初は、その不法に置かれた自転車に対して、札をつけて撤去を促すような対策をとっておりましたが、なかなか効果は出ず、今のところは強制的に置けないような状態をとってございます。あの状態が市としてはいいとは思っていませんので、ころ合いを見つつ、ああいっただものはなくして、通常の状態にしていきたいとは考えてございます。

【高原幸雄委員】 住民のまち場にああいう、あれは何というんですか、僕、正式な名称を知らないの、工事用の、いわゆるバーでしょう。これを公園中に張りめぐらせるのは、環境上もよくないですよ。対応をしっかり考えて、早急に手を打ってほしい。

それから教育の問題で、最後、質疑しますが、事務報告書379ページ、実はこれ、小中学校の教育環境整備にかかわって、私たち共産党がずっと、トイレの洋式化ということで要望してきました。27年度は、ここに書いてあるように、小学校が4校、中学校が2校、それで、この額が、小学校が24万3,000円、中学校が、約600万の予算で、2校ですから300万なんですね。これ、学校の構造上の問題があるのかもしれないんですけども、何でこんなに単価が違うんですか、工事費用が。

【川島教育総務課長】 洋式トイレの費用につきましては、小学校600万、中学校も600万と同じ費用を計上のほうはさせていただいております。小学校15カ所、中学校も15カ所、それぞれ改修をやらせていただいております。

【高原幸雄委員】 それでは、事務報告書の、小学校単位で書いているから4校というふうに見えるじゃないですか。箇所数でわかれば、今言われたのはわかりました。あと残りについては28年度の予算で組まれているということを確認したいんですが、これはいいですね、それで。

【川島教育総務課長】 平成28年度につきましては、二小、四小、六小、七小、あと二中、こちらの工事が8月末に既に完了しております。以上でございます。

【高原幸雄委員】 それから360ページ、ちょっと前後しますが、不登校対策で、去年の事務報告書との関係で見ると、ふえているんですね、若干。去年は全体で小学校が14名、中学校が 中学校は確かに減っていますね、33名から18名ですから減っています。この小学校のふえている要因というのはどんなふう教育委員会は捉えているのでしょうか。

【市川指導担当課長】 お答えいたします。さまざまな個別の要因で、これといったようなものはないのですが、やはり家庭環境が大変多様化しているということが大きな原因ではないかなというふうに考えています。

【高原幸雄委員】 子供たちが不登校に陥るといのは、大変大きな、環境的な要因というか、取り巻く、そういう意味では、いじめにつながっている中で不登校に陥るといことも考えられるわけです……

【藤江竜三委員長】 時間です。石井めぐみ委員。

【石井めぐみ委員】 委員長、質疑の前に、あしたの時間を10分使わせていただきたいと思いますので、委員長におかれましてはよろしくお取り計らいをお願いいたします。

【藤江竜三委員長】 了解しました。

【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。

それでは質疑させていただきます。まず事務報告書341ページ、市内建築物耐震化促進に係る事業でございます。27年度は木造住宅の耐震診断が6件行われて、そのうちの3件が助成を受けて改修が行われたということですが、ほかの3件については、改修の必要がなかったということですか。

【江村都市計画課長】 改修の必要性はございますけれども、引き続き28年度に改修を予定しているものがあつたり、御本人様の都合によって、まだ延びているという状況でございます。

【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。了解いたしました。それでは、市内ではあとのぐらゐの木造住宅の耐震化が必要というふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

【江村都市計画課長】 平成25年度の住宅・土地統計調査によりますと、木造住宅につきましては、国立市ではおおむね2,600軒がまだ未耐震というふうに考えております。

【石井めぐみ委員】 わかりました。いろいろ災害が迫っているみたいな報道もありますから、これを進めていただきたいと思いますと思うんですが、マンションの耐震化診断は、26年度もゼロでしたが、27年度もなかったということなんでしょうか。

【江村都市計画課長】 分譲マンションにつきましては、延べ面積1,000平米以上で3階建て以上という制限がありますので、対象になるのはおおむね4棟ございますけれども、診断のほうは実施されていないという状況でございます。

【石井めぐみ委員】 わかりました。マンションの倒壊といのは、住んでいらっしゃる住民の方だけではなくて、大変大きな被害につながりかねないので、特にその分譲マンションの耐震化診断助成の制度は、管理組合の理事長に直接お話が行く形できっちり進めていただきたいと思いますので、これはよろしくをお願いいたします。

続きまして、事務報告書342ページ、富士見台地域のまちづくりに係る事業でございます。こちらは26年度にはございませんでしたので、新しい事業というふうに考えてよろしいのでしょうか。

【北村富士見台地域まちづくり担当課長】 富士見台地域まちづくりににつきましては、これまでも、UR都市機構さんですとか、矢川の関係もありますので、地域の方とお話はしていたところではありますけれども、27年度につきましては、国立富士見台団地が50周年ということもありまして、それを契機にまちづくりについて考える機会をとということで、まち歩きを実施したものとなります。以上となります。

【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。そうしますと、その富士見台団地に少し特化した感じの事業ということではよろしいですか。

【北村富士見台地域まちづくり担当課長】 富士見台団地だけに特化した事業というわけではございません。富士見台団地につきましては、地域に占める割合も大きいことから、今回、このような機会を設けたということになります。ですので、団地も含めた地域全体として考える機会として設けたものとなります。以上となります。

【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。こちらのまち歩きのパンフレットを拝見したんですが、とても楽しそうで、有益なイベントだと感じました。これ、今後の予定なんですけれども、続けていかれるんでしょうか。

【北村富士見台地域まちづくり担当課長】 27年度につきましては、このようなまち歩きをしたところでございます。28年度につきましては、ビジョン策定委託ということで予算をお認めいただきまして、今年度、富士見台地域のまちづくりビジョン案という形で、庁内、まちづくり系のコンサルティング会社ともディスカッションしながらつくっているところでありますけれども、それを作成しているというような状況となります。以上となります。

【石井めぐみ委員】 いざというときの共助のために、富士見台団地と近隣住宅、近隣の住民の方の交流というのがこれからすごく大切になっていくと思うんですね。そちらのほうも力を入れてやっていただきたいと思うんですが、そういったことは視野に入っていらっしゃるんでしょうか。

【北村富士見台地域まちづくり担当課長】 おっしゃっていただいたとおりかと思っております。こちらのビジョン案につきまして、今年度策定をして、それをもとにして、地域の方と、さらに団地の方を含め、広く富士見台地域の方とお話をして、さらにまとめていきたいというふうに考えているところがございます。以上となります。

【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。富士見台団地は国立市のかなめの住宅地だというふうに考えています。ぜひ効果のある事業をこれからも続けていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは続きまして、事務報告書345ページです。公園（スポーツ施設）ですね、スポーツ施設のほうの運営管理に係る事業でございます。谷保第三公園や河川敷公園の野球場などの維持管理業務の委託ということですが、これは、言い方は少し悪いんですけれども、委託先にぼんとお任せしてやっていただいているという感じなんですか。

【中村環境政策課長】 お答えいたします。こちらにつきましては、くにたち文化・スポーツ振興財団さんのほうに、スポーツ施設の維持管理業務ということでお願いしてございます。各施設に関しての内容なんですけれども、草刈りですとか土の補充、破損箇所の修繕等を実施していただいております。以上です。

【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。その雑草の除草ですとか整備というのは年に何回ぐらいやっているのかわかりますでしょうか。

【中村環境政策課長】 これにつきましては、その都度、実施していただいておりますので、年に何回ということではないんですけれども、必要に応じてやっていただいている状況でございます。

【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。特に、河川敷の野球場のグラウンドなんですけれども、季節によっては外野のぎりぎりのところまで、その雑草が生えてきてしまうということなんです。それに気がついた市民の方、使用者の方がボランティアでもって自主的にその除草を行っているというお話を伺いました。それから、セカンドからショートあたり、あのあたり、すごく選手が動き回るので、地面がえぐれてしまうということがあるようなんですね。場合によっては、雨が降ると、

そこに水たまりができてしまって、翌日、晴れても、水たまりのせいで十分な試合ができないというようなことが起こるんですけれども、こういったものを指導することというのはできるんでしょうか。

【中村環境政策課長】 お答えします。そういった案件に関しましては、御相談いただければ、うちのほうと財団のほうで基本的に詰めまして、維持管理をさせていただきたいと思います。

【石井めぐみ委員】 恐らく、これ、使用者の方々にもお願いをして、その終わった後に、特にえぐれていたりしたら、砂を入れたり、トンボをかけたなりということをやっていただくようなルールづくりみたいなものも必要になってくると思うんですね。そういうところも含めて、少し細かく状況を見ていただいてやっていただきたいと思います。これは市の財産でありますので、委託しているとはいえ、大切に維持管理をお願いしたいと思います。

【藤江竜三委員長】 質疑の途中ですが、ここで昼食休憩といたします。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時再開

【藤江竜三委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続行いたします。石井めぐみ委員。

【石井めぐみ委員】 それでは、続けて、あと何点かやらせていただきます。事務報告書359ページ、教育相談に係る事業です。こちらは先ほど他の委員からのほうも出ましたので、別の視点でもって伺います。こちらの相談室ですね、相談員は何名で、どのような立場、例えばどのような資格を持っていらっしゃる方がやっているのか教えてください。

【市川指導担当課長】 教育相談室には8名の教育相談員がおりまして、いずれも臨床心理士の資格を有しております。

【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。そうしますと、専門家の方がいらっしゃるということですね。ほとんど、その専門家の方が皆さんの相談を受けているということですか。

【市川指導担当課長】 この8名のみで対応させていただいているところです。

【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。専門家の方の指導というのは本当に大変重要なことだと思うんですが、文科省のほうから、こういった教育相談については、いわゆる子どもと親の相談員みたいな、もっと気軽に相談をできるような形の相談員さんを派遣するということか、置くようにというような指針も出ているようなんですが、国立市はそのような相談員さんはいらっしゃるんでしょうか。

【市川指導担当課長】 東京都教育委員会が行っている家庭と子供の支援員という者はあります。ただこれは、主な目的としては、不登校のお子さんに対してどのように家庭と連携しながらその子供の登校を促すかということが目的になっています。今、委員のおっしゃった子どもと親の相談員ということについては配置はしておりません。今、教えていただきましたので、少し勉強させていただきたいと思います。

【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。核家族化が進んで、孤独な状態で子育てをしていらっしゃる親御さんというのは多いと思います。そういう方たちが気軽に相談をするためのものが、その子どもと親の相談員ということなんですね。子どもと親の相談員に関しましては、その地域の人材を使って、例えば元学校の先生でしたり、あと保育士さんでしたり、あとは民生委員の方、児童委員の方と、そういう御近所の方が相談に乗ってくださるシステムということなので、国立市は大変すば



らしいことに人材がそろっていると思いますので、ぜひこういう方たちも活用して教育相談のほうを充実させていただきたいと思います。年度別の相談件数でもって、27年度、ふえています、私は、このふえているということはとてもいいことだと思うんですね。相談できる場所があるということ、何でも話せる場所があるということがすばらしいと思いますので、ここの場、相談室についてはこれからも充実させてください。お願いいたします。

続きまして、事務報告書366ページ、いじめ防止対策推進に係る事業でございます。こちらは27年度から始まった新しい事業だと思っておりますが、これ、あえて立ち上げた意図というのを教えてください。

【金子教育指導支援課長】 こちらの対策事業でございますが、市議会の御審議もいただきまして、いじめ防止対策推進条例をつくったことが大きなきっかけとなっております。以上でございます。

【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。そうですね、その条例から始まりましたが、27年度に関してはどのような事業をされてきたのでしょうか。

【金子教育指導支援課長】 こちらの事業内容のほうですが、大きなものでは教育フォーラムというのを開催いたしました。子供たちがいじめについて考え、自分たちの意見を発表する場として設定をしております。

また大きなものでは、一橋大学と連携をとりまして、子供たちのいじめの根っこにある生活のアンケートというものを実施しております。まだ取りまとめは現状分析の段階ですが、本年度末までには発表したいというふうに考えております。

また最後に、子供たちに対して教育フォーラムのリーフレット、まとめたものをつくりまして、これを全校に配布しております。以上でございます。

【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。教育フォーラム、私も傍聴させていただきまして、大変すばらしいフォーラムだったと思います。ただ、すばらしい子供たちを見ているにつけ、恐らくですけれども、そのいじめの当事者になっている方々はこういったフォーラムには参加されないんだろうなということも一方で考えました。フォーラムに参加されるような子供たちがいかにリーダーシップをとって、その学校で活躍していくか、これについては、それぞれの学校でどう生かされているかということ把握していらっしゃるのでしょうか。

【金子教育指導支援課長】 こちらの個別の学校の対策については、スクールバディーといういじめ防止プログラムから育成してまいりました子供たちの中の集団をうまく使いながら、先ほど申し上げたような、なかなかいじめの理解が深まらない子供たちの意見として、声に出さないまでも態度で示すような方法をとっております。以上です。

【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。そうですね、子供たちのことはなるべくその子供たちの中で考えて、話し合っ、いろいろなことが解決されていくというのが望ましいと思っています。アンケートも実施したということなんですが、どのような方法で行ったのでしょうか。

【金子教育指導支援課長】 こちらは、中学校の全学年、小学校の高学年に対して、こちらの国立市教育委員会いじめ問題対策委員会で作成したアンケートを学校を通して配布したものでございます。それを教員からこちらに預かりまして、今、一橋大学で共同して分析を進めているところでございます。以上でございます。

【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。先生がその学校の中で配って、さらにそれを先生が回収するアンケートとなりますと、もしかすると子供たちにとっては書きにくいようなことがあるかもしれません。このアンケートも大変重要なんですが、生徒の気持ちに寄り添った対策というのをさ

らに考えていただきたいと思います。それから、そのアンケートの方法も、紙という形ではなくて、生徒がもっと使いやすいような、今はいろんなメディアを使って子供たちも表現をすることができずから、そういうことも考えながら、ぜひやっていっていただきたいと思います。せっかく始められた事業ですので、国立市ではこの事業がいつかはなくなることが望ましいと思っていますので、そこに向かってやっていっていただきたいと思います。

そうしましたらもう1つだけ、397ページです。くにたち文化・スポーツ振興財団支援に係る事業でございます。こちら、執行状況及び成果の2番のところに、「くにたちアートビエンナーレ2015」事業支援会議とあります。これは26年度とほとんど同じ内容のことが書いてあるんですけども、会議の回数が3回から2回になったというふうに書いてありました。26年度からこれを実施しまして、27年度、その会議を重ねたということは、そろそろ、その情報の共有というのができてきたと思うんですが、このアートビエンナーレの総括としてはどのようにお考えになっておりますでしょうか、2年だけの総括です。

【是松教育長】 アートビエンナーレ、2年といっても、ビエンナーレでございますので、1回目が終わったというサイクルでございます。文教都市を標榜しつつも、残念ながら、国立市においては、美術館も、あるいは他市に誇れるような文化・芸術ホールもないわけございまして、非常に、その文化の薫るものに乏しい状況でございます。こうした中、第5期の基本構想・第1次基本計画の中で、国立ブランドを向上させるということで取り組んでおりますけれども、全国に誇れる文化・芸術事業を展開すると、またその果実を、将来、レガシーとして残していくというようなことで始めたのが、この全国公募の野外彫刻展を核といたしたくにたちアートビエンナーレ事業でございます。

東京においては、このような全国公募の野外彫刻展が今までなかったということで、また作品が、国立市の美しい景観の中に飾られるということで、若手の力のある多くの作家がたくさん応募していただきました。審査員の先生方からは、こう言っては何ですが、この程度の費用でこれだけの作品を収集できたのはすばらしい成果であるというような評価もいただいております。

いずれにしても、こうした事業を続けていくことで、だんだん、その知名度や格式というものが上がってくるものでございますので、いましばらくは、まだこの事業を続けていくと。特にこの第2回目のサイクルに入りますときは市制50周年にも当たるわけでございますので、50周年事業ともぶつけながらさらなる展開を図って、このくにたちアートビエンナーレを国立ブランド向上の文化的なアイテムの1つとして育てさせていただきたいなと思っておりますので、もうしばらくその状況を静観していただければというふうに思っております。頑張ってくださいですので、よろしく願いいたします。

【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。個人的に見れば、やはり全国からすばらしい作品が国立市に集まってくるということは大変望ましいことだと思っておりますが、大学通りに置かれたということで、大学通りが好きな方たちからは、一方で、ちょっとどうなんだろうというような御批判も実はいただいております。その批判の多くは、実は補修のためのブルーシートがかかっている時期が多いということだったんですね。何でこんなに何回も補修をしなければいけないのかなと思うぐらい、大体通年で、どこかのものはブルーシートや柵がかかって工事中というような状況になっているんですけども、これにつきましてはずっとこんな感じなんでしょうか。

【津田生涯学習課長】 彫刻の補修に関しましては、作家と調整しながら補修していくということで、なかなか、当初、読めなかった部分がございます。ただ、委員御指摘のとおり、あまりにもブルーシートがかかっている期間とか、そういうものに関してはよくないことかと思っておりますので、

引き続き、早期にできるような形も含めて、文化・スポーツ振興財団と話し合っていきたいと思っております。以上です。

【石井めぐみ委員】 文化の薫るまちとして、やはりその美しい景観ということも含めて芸術を大切にしていきたいまちでございますから、なるべくお客様が来たときには、その補修の状態がないような形で管理をしていただきたいと思います。これにつきましては、先ほど教育長のほうから、もう少し様子を見ていただきたいと思いますという声もありましたので、応援をさせていただきながら見守りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。私からは以上です。

【稗田美菜子委員】 それでは何点か御質疑させていただきます。款1から款7でも御質疑させていただきましたが、予算における適正な執行がなされているのかという角度から御質疑させていただきます。本日、款8からですので、これ以降のところ、流充用について、それぞれのところで御質疑させていただきます。

決算書の、まず120ページ、121ページ、消防費のところ、款9の消防費のところ、非常備消防費のところですが、需用費から役務費に14万4,000円流用がなされております。少額ですが、こういった内容で流用されていたのかお伺いいたします。

【古沢防災安全課長】 こちらでございますが、指揮車ですね。以前、スズキの車だったんですが、今回、スバルのフォレスターを、当初予定していなかったんですが、申し込みをしていたところ、無償の提供をいただけるということになりましたので、その分の予算が足りなかった分を利用してございます。以上です。

【稗田美菜子委員】 無償でいただいて足りなかったというのがちょっと意味がよくわからなかったんですが、もう一度お願いいたします。

【古沢防災安全課長】 済みません、説明が足りませんでした。そちらの車に対する税金等の諸費用の金額になります。

【稗田美菜子委員】 わかりました。ありがとうございます。諸費用にかかったということで、役務費で理解いたしました。

次のページ、決算書122ページ、123ページの災害対策費のところですが、これも同じく款9の項2、目1のところ、災害対策費、需用費から委託料への29万6,000円、流用がなされております。これもこういった理由なのかお伺いいたします。

【古沢防災安全課長】 こちらでございますが、MCA無線のアンテナの移設ということで、東京ガスの多摩支店の移転に伴いまして、こちらの移設が必要になった関係で流用をさせていただいているものでございます。

【稗田美菜子委員】 確認のためお伺いいたしますが、東京ガスの移設に伴って、その移設がなければ動かす必要がなかったという理解でよろしいのかどうかお伺いいたします。

【古沢防災安全課長】 委員おっしゃるとおりでございます。

【稗田美菜子委員】 わかりました。いたし方ない状況だったということで理解いたしました。

教育費のところに入ります。款10の教育費、款10、項1、目3の教育指導費の中、124ページ、125ページになります。備品購入費から委託料にかけて流用が行われていて、156万6,000円、これは多分監査からの指摘があった部分かとは思いますが、どうしてこういうふうになったのか、それから再発防止についてどういう対策をとられているのかお伺いいたします。

【金子教育指導支援課長】 こちらの内容でございますが、校務用ネットワーク用のアクセスポイ

ントの設置を行うため、当初は備品として予定をしておりましたが、この設置作業が、その計画当初は予定の2割程度ということで備品という扱いをしていたんですが、年度当初にネットワークのトラブル等が続いて、ネットワークを含めた工事、設置作業が必要であるというようなことを踏まえて、その工事の割合が4割を超えたため、委託料として別に取り扱いをしたものでございます。

【稗田美菜子委員】 確認いたしますが、監査からの指摘のものではなくて、ネットワークそのものの交換によるものという理解でよろしいのかお伺いいたします。

【金子教育指導支援課長】 当初の監査でも、この部分はどのようになっているのかということで御質問をいただき、今と同じように回答させていただきました。

【稗田美菜子委員】 わかりました。ネットワークそのものの不備も見つかって、全体の交換をしたということで理解いたしました。

続きまして、同じく教育費の中ですけれども、決算書の128ページ、129ページです。学校整備費の中、これは流用ではなくて、予備費からの充用がなされています。予備費から需要費に対して97万2,000円、この詳細を教えてください。

【内山建築営繕課長】 こちらは、平成27年12月から28年1月にかけて大雪がありました時期でございますが、自然災害によりまして、第二小学校の体育館の落雪という事故がございました。その対策のための修繕で、113万4,000円を修繕費から支出するため、修繕費が不足したことによる予備費充用でございます。

【稗田美菜子委員】 わかりました。ありがとうございます。自然災害による突発的な事故ということで理解いたしました。

同じく学校整備費になりますけれども、決算書130ページ、131ページ、これも同じく予備費からの充用が行われています。需用費に対して163万3,000円、詳細をお伺いいたします。

【内山建築営繕課長】 こちらにつきましては、まず予備費を充用する前の前提でございますが、132、133ページに書いてございますが、第一中学校の校舎外壁改修工事におきまして、約1,500万円の増額変更がございました。こちらにつきましては、政策経営課等と協議をいたしまして、当初予算のほうから充てさせていただくということで変更させていただきました。その中には当初の修繕費も含まれてございました。

それで、予備費を充用した理由でございますが、こちらにつきましては、先ほど申しましたように、第一中学校の工事のほうへ修繕費の一部を流用したということ、それから先ほどと同様、同じく大雪のため、第三中学校でやはり降雪の事故がございまして、近隣のお宅をちょっと破損してしまったとか、そういった事故がございまして、そのための対策修繕費で約108万円、それから28年3月なんですが、第三中学校の第2理科室でガス漏れがございまして、ガス配管を全面的に取りかえたという緊急修繕が114万円ほどございました。修繕費が不足となったために、予備費から充用させていただきました。以上でございます。

【稗田美菜子委員】 わかりました。多くのことが突発的に起きたことに対して対策をとったというふうに理解をいたしました。今、触れていただきましたが、学校整備費の工事請負費のところ流用がなされておりまして、今の話だと、一中の外壁工事の中で1,500万円かかるということがわかって、これは補正予算ではなくて流用で対応するというふうに、今、理解したんですけれども、そういう判断がなされたのはどうしてなのかお伺いいたします。

【内山建築営繕課長】 こちらの第一中学校の外壁工事でございますが、当初は夏休みを主体に、

学校の運営に支障がない形で進めておりました。想定外と申しますか、工事に入って調査を行い、施工をしたところ、かなり校舎の外壁のモルタルの剥離がひどくて、予想以上の工事が必要になったということで、増額せざるを得なくなりました。以上でございます。

【稗田美菜子委員】 わかりました。これは念のため確認なんですけれども、補正を組んで、それでも足りなかった分を流充用したのか、それとも流充用で全体を対応したのか、もう一度伺いいたします。

【内山建築営繕課長】 流充用で全体を賄わせていただきました。

【稗田美菜子委員】 わかりました。思ったよりひどかったということで流充用にしなればいけなかったという事情は理解をするところではありますけれども、大きく、ストックマネジメントもそうです、計画的に進めていかなければいけないところだと思います。確かに流充用というのはいたし方ないところはあると思うんですが、ほかのところと同じようなことが起きないように、ぜひここできちんと見直していただきたいと思います。

続きまして、款10のところ、文化財保護費のところ、委託料に予備費からと需用費から28万4,000円と15万3,000円、それぞれ流充用がなされております。この詳細をお伺いいたします。

【津田生涯学習課長】 こちらの流用・充用の関係ですけれども、まず内容としましては、遺跡の緊急発掘調査事業となります。こちらは、周知の埋蔵文化財包蔵地が市内29カ所ほどあるんですけれども、そちらに集合住宅等を建設する場合、試掘調査するための費用となっております。平成27年度当初予算のときには5件ということで例年見ていたものなんですけれども、8月、9月に大きな工事を行っており、そのことに伴いまして、平成27年の12月補正で、こちらは59万2,000円ほど実は補正予算を組ませていただきまして可決いただきました。ただ、その前に大きな工事が行われまして、11月9日時点ですけれども、19万9,000円ほど、まず予備費を使わせていただきました。また補正予算可決後にも、また工事も膨らんでおりまして、そこでまた予備費、2月9日、年を明けてになりますけれども、8万5,000円をあわせて使ったという形になっております。以上です。

【稗田美菜子委員】 わかりました。補正予算も組んだということで、記憶をしているところではありますが、補正予算を組む前にどうしても工事を進めなければいけなくて、一部充用をしたと。それから、足りなかったとのことでもう一度充用したということで、2回行われたということで理解はしたところでありますが、これも、見積もりも含めてきちんと精査をして、今後同じようなことがないようにというふうにつけ加えさせていただきます。

同じく教育費の中の公民館総務費、決算書でいきますと138ページ、139ページになります。ここに、職員手当等に対して図書館費のほうから32万6,000円出ているんですけれども、基本的には人件費を含めた職員手当等というのは経常経費だと思っております、大体こんなものではないかというのが予算の段階で大まかな見積もりができるというふうに理解をしているところであります。にもかかわらず流用が起きているということがどうなのかなというふうに思っておりますので、詳細をお伺いいたします。

【清水職員課長】 それでは、人件費の想定についてでございますので、職員課長から答弁させていただきます。人件費の予算措置については、予算編成時において、在籍する職員で各課目に必要な人件費を算出しているところでございます。ただし、例えば4月の大規模な人事異動でベテラン職員が異動になって、その後に新人職員が配属されることなどをした場合に、そこで差が生じることになります。また、病気休職をとった職員や、育児休暇、また年度途中の普通退職が出ますと、人件費も

かなり差が出ます。人件費は、そのような性格上、毎年度、職員課では精査して、人件費を12月に補正を出させていただいてまして、そういった中で対応しているところでございますが、これについてはそういった中の対応の1つでございます。以上です。

【稗田美菜子委員】 わかりました。私のちょっと理解不足のところがあるということで理解をしたところですが、当初予算を計画するにおいては、10月から年明けにかけて予算編成をします。けれども4月において大幅な人事異動があって、そこにおいては経歴の長い職員さんのところに新人さんが入る場合もあれば、別のような異動もあるといったことで、大きく予測に反することが起きているというようなことでいいのか、もう一度、確認のためお伺いいたします。

【清水職員課長】 はい、そのとおりでございます。

【稗田美菜子委員】 わかりました。人件費のところについては理解するところではありますが、やっぱり流充用については極力少ないほうがいいと思いますので、そこも踏まえて予算編成をしていただきたいと思います。

続きまして、決算書140、141ページのところになります。図書館費の中の図書館総務費になります。ここは、右下のほうにありますけれども、教育総務費の事務局費の職員手当等に15万円、それから教育総務費、事務局費の共済費に31万6,000円、それから公民館費の公民館総務費の職員手当等に32万6,000円と、トータルで大体80万円近い金額が、出ているというんですか、外向きに出ているというようなことなんです。その詳細をお伺いいたします。

【清水職員課長】 まず1点目の職員手当なんですけど、こちらについては、平成27年度において期末勤勉手当の引き上げ等を行っています。その対応に要するものでございます。

2点目の共済費については、標準報酬制の制度改革がありましたので、そういったものの対応となっております。

公民館費については、先ほど申したとおり、人事異動に伴う全体の中の1つでございます。以上です。

【稗田美菜子委員】 わかりました。ただ、ここ、人件費については流充用は行われていないですね、当初予算のまま、ほぼ大体使われているんですけども、職員手当について行われているということを見ると、何か事情があったのかなというふうに思うんですけども、職員体制等、何か変化があったのかお伺いいたします。

【清水職員課長】 図書館の平成27年度の運営においては、目立ったところと言いますと、平成27年度早期の時点で職員が1名、普通退職をしております。以上です。

【稗田美菜子委員】 1名退職といったことでよろしい……。今、退職とおっしゃいましたよね。

【清水職員課長】 失礼しました。今申し上げたとおり、27年度の年度途中、普通退職者が1名出ているというのが特異なところでございます。

【稗田美菜子委員】 職員体制について、そこでお一人欠けたということですので、職員体制については大きな問題がないのかどうかお伺いいたします。

【橋本行政管理部長】 そこにつきましては、一、二カ月、たしか欠員の状態だったと思いますが、その後、ちゃんと職員を補充した中で対応しているところでございます。

【稗田美菜子委員】 わかりました。職員体制については対応したといったことで理解をいたしました。時間がないので先に進ませてもらいたいと思います。

款11の公債費のところですけども、決算書でいくと142、143ページ、これは流充用ではありません

んが、平成27年には13億9,864万1,546円元金を返した、ですね。今、言わせていただいておりますが、平成26年は15億4,533万9,206円、平成25年は15億9,155万1,211円元利償還したということで、簡単な概算でいけば、平成25年が約16億円、平成26年が約15.5億円、平成27年が14億円というふうに元利償還をしているというふうに理解するところですが、まず減になっている理由をお伺いいたします。

【黒澤政策経営課長】 これは過去の起債でございますが、下水道関係の起債ですとか、あるいは赤字地方債の起債の償還が順調に進んでいるということが原因でございます。

【稗田美菜子委員】 わかりました。減になった理由は、順調に元利償還が進んだということで理解しましたが、今回の決算でいったら、ある程度、余力があるというか、今までに比べると、財政に余裕があるとまでは言いませんけれども、うまく、例えば繰り上げ償還などをしなかったという理由はどういうことなのかお伺いいたします。

【黒澤政策経営課長】 繰り上げ償還でございますが、いわゆる一般の、例えば我々であれば住宅ローンですとか、そういったものと違いまして、自治体におきましてはなかなか繰り上げ償還というものが認められないということがございますので、今回はそれをしていないということでございます。

【稗田美菜子委員】 わかりました。適正にされているということで理解をいたしました。

そうしましたら、事務報告書の446ページ、447ページのところの負担金、補助及び交付金のところをお伺いいたします。28億6,364万3,137円、ことしは支出をしております。平成26年は28億6,760万83円ということで、微減というふうな理解ではありますが、今回、条例を制定いたしました。健全な財政運営に関する条例の中で、補助金等については、公益性、公平性、有効性などの観点から定期的な見直しを行わなければならないというふうに第9条で定めたとお思います。今回どのように生かされているのかお伺いいたします。

【黒澤政策経営課長】 補助金でございますが、平成28年度におきましては、補助金について重点的な見直しを行うということで、今、全庁的に調査を行っております。また、事務事業評価委員会におきましても、28年度の重要テーマが補助金ということになってございます。以上でございます。

【稗田美菜子委員】 わかりました。私の質疑は以上です。

【重松朋宏委員】 それでは最初に、あしたの時間を5分、これが終わった後に、5分程度、私たちの時間をいただきたいと思っております。

【藤江竜三委員長】 了解しました。

【重松朋宏委員】 それでは、決算特別委員会資料 36で、就学援助の状況を出していただきました。表裏とあるんですけれども、認定率が微減状況ということなんですけれども、その95%は要保護ではなくて準要保護になっていまして、準要保護は自治体の裁量でその基準も決めて、その経費も交付税の中に算定されているということになるんですけれども、この基準について、国立市としてはどう考えていらっしゃるのか、まず伺いたいと思っております。

【川島教育総務課長】 就学援助制度につきましては、平成17年度の三位一体改革の際に国庫補助の対象となっていた準要保護への就学援助は一般財源化されていたところでございます。それを受けて、各市独自で基準のほうを設けておりまして、国立市といたしましては所得の1.5倍という基準を設けて、現在、運用させていただいております。以上でございます。

【重松朋宏委員】 この基準については2015年度の中で見直しだとか、そういうことは特に考えていないということによろしいですね。

【川島教育総務課長】 現在、特に見直しを考えるとところではございません。生活保護制度の改正によって、平成25年度から生活保護基準自体が変わってございますが、ただ、その影響を受けないように配慮した中で、現在、運用させていただいております。以上でございます。

【重松朋宏委員】 ありがとうございます。これ、市長のほうにお聞きしたいんですけども、この就学援助の制度は法律で規定されている制度でして、通常ですと、使用料などの軽減や減免制度だと、大抵は生活保護を受けている人は減免を受けられるけれども、生活保護基準にありながら生活保護を受けていない人ですとか、そのボーダーの、生活保護基準までには至らないけれども生活困窮の状態にある人というのは救済されないことが多いんです。就学援助制度は、それが準要保護というような形で、かなり広くカバーすることになっております。なので、申請主義ではありますけれども、給食費など、払えるのに払えない人というのは理論上は出ないようにって、非常によい制度だと思うんです。これを、基準以下の収入なのに生活保護を受けていない人やボーダーの人たち、就学援助だけではなく、市のさまざまな、児童手当などがありますけれども、使用料ですとか、定期利用の駐輪場の使用料であったり、款が衛生費になりますけれども、今、考えているごみの有料化などに当たっても、生活保護を受けている人だけではなく、ある程度、その基準のボーダーの人に対しても軽減なり減免というのを広げて救済していく考えがあってもいいのかなというふうに思うんです。総括的な、包括的な質疑になりますけれども、市長の考えを伺いたいと思います。

【佐藤市長】 これは古くて新しい問題かというふうに思います。今、一定の基準を設けるということは、それなりの判断をするための基準でございまして、そこに緩和地帯といいますか、自由裁量権をどこまで持ち込めるかということになるかと思えます。これは、ある意味では際限のない議論になってしまうかと思えます。ある意味では、時の市長において、時の為政者において恣意的に利用されることもあるかと思えます。そのようなことを考えると、一見、いいように感じるんですが、もろ刃の剣という怖い危険性も同時に包含しているということを私は考えるところであります。したがって、基準は基準、そして、もし緩和地帯が必要な人が多いということがより多く顕在化すれば、それはまた別の基準を設けて対応させていただくと、そういうことになるかと思えます。

【重松朋宏委員】 どちらかという後ろ向きな感じの答弁かなと思うんですけども、私はこのことを取り上げたのは、今度出しました行政経営方針の中でも、子供の貧困というところで、生活保護の捕捉率の低さというのが、これは国立市の問題ということではなく、社会全般のことではあるんですけども、そのことについては市としても認識されているんだと思うんです。

私たちも、皆さんも経験あると思うんです。生活保護を受けられるようになればかなり楽になるんですけども、そのボーダーにある、生活保護基準以下の収入はあるけれども、持ち家で生活保護を受けられないとか、一定の財産を整理したり何らかしないと受けられない人、どうしていったらいいんだろうかと悩まれている方、多いと思うんですね。そういうむしろボーダーにいる人に対する目を向けていく必要があるのかなというふうに思います。ちょうどごみの有料化の中でも、減免の基準のところでは生活保護を受けている人というような、ほかにもいろいろあるんですけども、そのぎりぎりのところの人への配慮というのを今後考えていっていただきたいなというふうに思いで質疑しました。

次に、事務報告書の337ページ、あるいは決算特別委員会資料 19で、甲州街道の上下2車線化、車線削減の件について伺いたいと思うんですけども、決算特別委員会資料 19で、過去15年間の交通量調査の推移を出していただきました。これが、2003年に4万3,000台あったものが2万2,000台を



切るところまで来ていたのが、また微増になっているのかなというふうに思うんですけども、この数値は事務報告書で言うと285ページの衛生費の公害調査の数値ですよ。確かに2015年度は、この公害調査と別に、委託をして、独自に24時間、甲州街道の調査をされたと思うんですけども、その数値結果というのは事務報告書のどこにもないように思えるんです。もしありましたら答弁いただけたらということと、あと甲州街道の2車線化を、例えば南部地域の整備にかかわる事業のような形で、あるいは交通課のその他事業というような形の中できちんと位置づけていってはいかがかということをおあわせて質疑したいと思いますが、いかがでしょうか。

【中島交通課長】 交通量調査の事務報告の関係でございますが、332ページの主な支出内容のところに交通量調査委託ということで出しております。こちらにつきましては、中央線の側道のところ、こちら、信号機の設置要望等がございましたので、そちらの交通量調査と、それと別に、甲州街道の交通量調査を行ったということでございます。

【重松朋宏委員】 それでしたら、事務報告書なので、委託費が幾ら出たというだけではなく、その結果がこうなっていますというの、公害の交通量調査と同じように、今後、事務報告書のほうに記載していって、この数値を東京都との交渉に積極的に使っていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

【中島交通課長】 27年度の交通量調査につきましては、突発的な交通量調査ということもございましたので、経年的に行っているものとは違いますので、今回に限ってということで考えてございません。

【重松朋宏委員】 突発的というのは、甲州街道についても突発的に交通量調査を行ったということで、経年的にやっていくというものではないということによろしいですか。

【江村都市計画課長】 甲州街道につきましては、議会からの御指摘もございまして、現状、かなり交通量が減っている箇所があると。環境の調査では十分ではないので、詳細な調査ということで、平成27年度に、交通課のほうの予算の残額が生じておりましたので、それを利用して詳細な調査を実施いたしました。今後でございますけれども、その後の大きな変動というのが、常に環境政策課のほうでやっているデータがございますので、その動向を見ながら、時期を見て、さらにまた詳細な調査を行いますので、毎年実施しているわけではないので、今回、平成27年度に限ってのみという調査でございました。以上でございます。

【重松朋宏委員】 2015年度は予算も余っていたし、議会からの質問もあってちょうどできたということなんですけれども、恐らく東京都との交渉はこれから強化していかないといけないところになるかと思えますし、特に東八道路とさくら通りがつながるときで、大きく交通環境、変わってくると思うので、その前後は特に力を入れて、できましたら事業として1つ、甲州街道の車線削減、安全な歩行環境をつくっていくというのを事業として立ち上げるぐらいの気概で取り組んでいただけたらなというふうに思います。

次に、事務報告書の342ページの国立駅周辺整備に係る事業について伺いたいと思います。南口複合公共施設整備基本計画の素案が前の年度の事業でされて、2015年はその素案を原局で引き取って、1年半、検討されて、先日、基本計画案として議会の報告も受けたんですけども、これが、事業名では南口複合公共施設の整備についての事業名が出てこないんです。これは国立駅周辺整備に係る事業の中に紛れ込んでいるということによろしいんでしょうか。まずそこからお尋ねします。

【北村国立駅周辺整備課長】 国立駅南口複合公共施設整備基本計画につきましては、27年度は、

予算をかけないというか、予算化をしないで、庁内のほうで、職員のほうで検討していたと。職員のほうで各事業者のヒアリング等を行って検討を続けていたということになります。以上となります。

【重松朋宏委員】 わかりました。ということは、この342ページの8・3・3の 国立駅周辺整備に係る事業の中で行っていたということによろしいですか。

【北村国立駅周辺整備課長】 はい、事務事業マネジメントシートがありますけれども、そちらのほうで、こちらに位置づけるような形になっております。以上となります。

【重松朋宏委員】 わかりました。そこで、非常に大きな、この南口複合公共施設の整備、これは恐らく国立駅周辺まちづくりの事業費の中でも、都市計画道路の整備と並んで非常に大きな、金額的にも大きい問題だと思うので、質疑していきたいと思うんです。決算特別委員会で、今後の国立駅周辺まちづくりの事業費や元利償還の推移を資料として要求しようかなと思って、事前に電話をしたら、特に予算特別委員会で出してもらった資料とそんなに大きく数値は変わりませんよということで、資料要求は諦めたんです。その後で、複合公共施設の基本計画案の報告を受けまして、これを見ますと、上物の、建物の19億円余りの整備費を、PFI的手法といいますけれども、ほとんどは起債、借金でやっていくということになりますね。ということは、今後20年間、毎年毎年一般財源の支出が、ランニングコストは別として、9,000万円ぐらいずつプラスされていくというふうになるのではないかなと、素人ながら思うんですけれども、それでまずよろしいのかどうか。

【北村国立駅周辺整備課長】 先日の建設環境委員会でも御報告させていただきました整備基本計画の案になりますけれども、あちらは、例えば定期借地権方式、いわゆる素案時のモデルで行ったときの差し引きが1億1,000万円程度というふうに算出していたかと思うんですけれども、それが今回の案で、PFI的手法、いわゆるDBOという形でしたとして、9,000万円程度となりますので、1年間の考え方としては、そのとおりということになります。以上となります。

【重松朋宏委員】 わかりました。予算特別委員会で出していただいた資料によると、これから六、七年にわたって、一般財源の支出が3億円から、高いときで4億円で、その後もやっぱり3億円ぐらいずつ、ずっと10年以上、一般財源からの支出が出てくるんですけれども、これにプラス9,000万円程度ということになると、これが耐えられるのか。あるいは全体の公共施設の建てかえや再編、インフラの整備の中で、ここにあって1億円近いお金をかけて、さらにホールと子育て広場というふうになりますと、ランニングコストも結構かかってきますね。この妥当性というのを一体どこで考えていくのか、どこで決めていくのか。オリンピックのあれと同じで、一体誰がどこで決めていっているかわからないまま、何となく空気で、もうこれはやらざるを得ないかというふうになってしまうことをとても危惧するんですけれども、これは、どこでその妥当性や、市民合意も含めて検討していくのか、いかがでしょうか。

【北村国立駅周辺整備課長】 数字的な面でまずお話しさせていただきますけれども、先ほどのランニングコスト分につきましても、先ほどの1億1,000万円ですとか9,000万円に含まれたものとしてなっております。こちらの予算時の推計におきましても、これにのっけるような形になるかと思うので、そちらにつきましてもランニングコストも含まれているということになります。その予算特別委員会の資料につきましては、いわゆるイニシャルコスト分を元利償還等で行った場合の推計になっているということになります。

そちらの今後の事業について、どのような形で意思決定するのかというお話になろうかと思うんですけれども、そちらにつきましては、現在、案という形でお示しをさせていただいております、そ

れを今後、議論いただきまして、計画という形で3月に位置づけようというふうに考えております。それをもって、今後の事業として進めていくのか、そのあたりを考えていくということになるのかと思います。以上となります。

【重松朋宏委員】 その計画は、一体誰がどこで検討して決めることになるんですか。そこに議会も含めた住民の合意というのはどこにあるのか。毎年、予算として出てきたときに議決すれば、そこで合意されたというふうに形式的にはなるんでしょうけれども、そういう形で決めていって、何でこの予算が出てきたんですか、前のこの計画にあるからです、駅周辺まちづくりの基本計画にあるからですというような形で、駅周辺まちづくり基本計画をつくったときも、その財政的な負担で、本当にこの年度にやっていくのかということについては、資料としては出しましたけれども、そこは決めていないわけじゃないですか。本当にやるのかどうか、本当にやっていけるのかということ、今のままだと庁内の検討委員会の中で決めていくということになるのではないかと思いますけれども、それでよいのか。

【佐藤市長】 先ほど質疑委員から豊洲の話のような形が出ました。つまり、社長もいない、経理担当もいないという、今、いろんな報道がされておりますけれども、国立市の場合は、庁内で十分検討させていただき、もちろん庁内の意思決定の最高責任者は私であります。庁内で意思決定したものを、また議会の皆様方と御相談申し上げ、あるいは市民の皆様方には街頭でそのことを開陳しながら、御意見を伺いながら、9階建てだったものを3階建てということで縮小再生産しながら、国立市らしい駅前を創出していくということを目指しております。

【青木淳子委員】 それでは、事務報告書359ページの教育相談に係る事業について質疑をいたします。他の委員もなされていらっしゃるんで、違った観点からさせていただきます。この相談実施回数ですけれども、教育相談室、学校・就学前機関、見学体験実施と、この3つを合わせると合計666回になります。これは、つまり(1)の相談件数124件の相談に対して、個々に五、六回の面談や見学・体験などを行っているということによろしいでしょうか。

【市川指導担当課長】 御指摘のとおりでございます。

【青木淳子委員】 ありがとうございます。平成26年も、108件に対して568回、相談実施回数がされているということで、つまり同意するために時間をかけているというふうな見方があると思いますけれども、一方、その合意がなかなかできない、困難であるというふうにも考えられると思います。

続いて、360ページの就学等措置内容のことですけれども、これは就学相談された124件の措置内容が載っています。未審議・相談中等が小学校で22件あります。平成26年は「その他」という記述だけでしたので、より丁寧にわかりやすくなっているなと感じます。この22件ですけれども、発達の気になるお子さんをお持ちの保護者の方が相談をされて、入学後どうするか決まっていけないということだと思います。保護者の方と合意ができていない。つまり、入学後、通常の学級か特別支援学級か、通級などが確定していないということですから、そのお子さんは、入学後、通常の学級に入ることによろしいでしょうか。

【市川指導担当課長】 御指摘のとおりです。「その他」というふうに昨年度記載をさせていただきましたが、具体性がなくわかりにくいというような御意見も頂戴いたしましたので、「未審議・相談中等」というふうにさせていただきました。簡単に説明させていただきますと、未審議とは、保護者の方が相談をしたんだけど、途中、お気持ちに変化があって、やはりもうここで結構ですというように途中でお断りになった数です。相談中というのは、できるだけ教育委員会としては12月ぐら

いまでに就学相談をやっていただきたいんですが、迷いに迷って2月、3月に御相談にいらっしゃる方がいます。そうすると年度をまたぐこととなりますので、その数を記載させていただいているところです。

【青木淳子委員】 わかりました。そういったしますと、御相談をしたけれども結論が出ていないまま就学をされる、そして入学後も何の措置も受けることができないまま普通級に通うというふうに捉えてよろしいでしょうか。

【市川指導担当課長】 原則そのような形になりますが、子供の利益を最大限に考えたときに、先に審議ありではなくて、ここは柔軟に考えまして、例えば年度当初からやはりこのお子さんは特別支援学級にということであれば、そのように教育委員会と学校のほうで相談をさせていただきまして、そういう措置をする場合もございます。ただ、やはり原則としては、就学支援委員会で専門的な見地から十分に審議した後に結果を出すということが原則かなというふうに考えています。

【青木淳子委員】 ありがとうございます。柔軟に、途中からでも対応してくださるということがわかりました。ただし、その保護者の方の御理解がないとできないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【市川指導担当課長】 午前中にもお話をさせていただきましたが、やはり保護者との合意形成ということが大変難しく感じているところでございます。従来は学校と保護者のほうで連携しながらやっていたところなんです、そこに教育委員会も入って三者で一体的に解決していくという、今、方向になっておりますので、そのように努めているところでございます。

【青木淳子委員】 ありがとうございます。柔軟に対応していただいているということがよくわかりました。この就学支援委員会、開催回数も12回行われているということは、就学直前に集中してやるというよりも、毎月定期的に行っているということだと思います。例えば未決定の方が次の審議を受ける、柔軟に対応しているけれども、次の審議を受けるタイミングとかいうのはあるんでしょうか。

【市川指導担当課長】 審議の回数でございますが、短期間で複数回というのはあまりないんですけれども、やはりお子さんが成長しますので、例えば2年後に再度、就学支援委員会にかかるというようなケースも出てきています。教育委員会といたしましても、やはり就学先を一度決めたらそれですとということではなくて、やはり保護者の意見を最大限尊重しながら、そのあたりも子供の成長に合わせて就学先を選んでいく必要があるかなというふうに考えています。

【青木淳子委員】 ありがとうございます。保護者の方の考え方としては、やはり一度特別支援学級に入ると、ハードルが高くて普通級には戻れないのではないかなというような、そういう思いがあるのが、私自身、お話をして見受けられるんですね。そういう状態で普通級に、例えば判定ができないままとか、また保護者の方が審議途中で、うちは結構ですとおっしゃって、審議されないまま、例えば普通級に入ってしまうと、お子さんにとっても非常に居心地の悪い状況であったりとか、担任の先生も大変御苦労があるのではないかなというふうに思うんですね。保護者の方は、御自分のお子さんの将来、小学校入学後だけでなく、義務教育とか、その先を見据えておられると考えますので、ぜひその点は柔軟に対応をお願いしたいと思います。

さきの委員の質疑の中でも、インクルーシブ教育の充実を通して、保護者との合意形成が課題であり、今後は研究していくというような答弁をいただきました。また専門職の相談員の方も、ブラッシュアップするために、研修も年12回も継続して専門家から受けていらっしゃるということもわかりました。しかしながら合意に至らないというケースが、実情、平成27年度は22件、合意に至らずという

か、保護者の方も結構ですというふうにお断りになられた方もいらっしゃるというケースがございました。例えば、その措置が決定していなくても、1学期の間だけでも、期間を設けて試行的に、普通級にしながら通級をしたりとかということは可能なんではないでしょうか。

【市川指導担当課長】 決定をするまでの間に必ず見学と体験というものを行います。ただ、その1回ではなかなか判断がつかない場合がございますので、その場合は、例えば知的の特別支援学級であれば、その在籍校の校長が、また通級指導学級設置校であれば、その通級指導学級の設置校長と連携しながら、ある一定の期間、お試し期間のような形で子供を体験させる、その結果に基づいて、また再度審議をするということとはたびたび行われているところでございます。

【青木淳子委員】 わかりました。お試し期間としてたびたびやっていたらということもわかりました。それは就学後ということでしょうか。

【市川指導担当課長】 幼稚園と保育園のお子さんについては、なかなか1週間とか10日間、まとまった期間でお試しというのは難しゅうございますので、先ほど申し上げた1回の見学・体験で判断することが多くなっています。ただ、小学生・中学生、在籍している児童生徒においてはそのような形で進めております。

【青木淳子委員】 ありがとうございます。さまざま試行錯誤しながら、その子にとって一番いい道は何かということをよく考えていただきながら対応していることがよくわかりました。今後もぜひ、発達に課題を抱えるお子さん、どんどんふえていく状況でありますので、さらに柔軟な、また研究を重ねていただき、対応をお願いいたします。以上です。

【藤江竜三委員長】 ここで、質疑の途中ですが、休憩といたします。

午後2時2分休憩

午後2時19分再開

【藤江竜三委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続行いたします。小口委員。

【小口俊明委員】 事務報告書379ページ、校舎の非構造部材の耐震化の関係です。平成27年度は七小において実施設計の委託料という事務報告書には記載があります。また同じところに、一小、二小、五小、六小、七小で工事そのものということで報告があります。また金額も載っています。このことについて御報告願います。

【内山建築営繕課長】 今、御質疑いただきました一番目の校舎の非構造部材の第七小学校につきましては、平成28年、29年の2カ年の工事の設計委託でございます。こちらにつきましては、校舎全体の天井と照明器具のLED化を目的とした工事の設計でございます。

それから2つ目の御質疑ですが、屋内運動場につきましては、各学校とも、天井を撤去いたしまして、LEDの照明器具を取りつけた工事でございます。以上です。

【小口俊明委員】 それで、実施設計、七小ということでもありますけれども、これが平成28年、29年で工事が予定をされていると。ここまで来れば、全部、市内は小学校・中学校ともに、義務教育の学校においては終わるということになりますか。

【内山建築営繕課長】 屋内運動場につきましては全ての学校が終わったわけですが、校舎につきましては、この28年度から七小、三中の2校を始めたばかりでございますので、今後、こういった形でどこをやっていくかということについてはございますが、校舎につきましてはまだ今後の検討課題と考え

ております。

【小口俊明委員】 いわゆる体育館が終わるということですね。校舎はまたその後と。それは、今回、屋内運動場の工事を行った一小、二小、五小、六小、七小、これで、工事の期間中、特に問題はありませんでしたか。順調に、また最終的に適切に工事が終わったということによろしかったですか。

【内山建築営繕課長】 全箇所、特に問題ございませんでした。適正に終わりました。

【小口俊明委員】 わかりました。それを聞いて安心をいたしまして、かねてから学校、子供たちが日常的に使う、そしてまた、いざというときには避難所ともなるということから、非常に重要な施設であります。ありがとうございます。

続きまして、事務報告書326ページに行きます。道路台帳の整備のところであります。これは、平成27年度において新しく行われた事業があるように見受けられるんですけども、2番の委託業務のところの4つ升があるうちの一番下のところ、国立市法定公共物等管理システム設定等作業委託という行があります。この事業について、またその次の3番の備品購入費も関連しているようですけども、この事業について説明してください。

【佐伯都市整備部主幹】 こちらの事業につきましては、法定公共物のシステムがあるんですが、これが古くなりまして、これをバージョンアップしたというもので、そのバージョンアップをしたことによって、システムのセットアップだとか、そういうものの委託でございます。それに伴いましてパソコンを購入したということで、その備品購入費のほうに充てているところでございます。

【小口俊明委員】 従来システムのバージョンアップによるものということですね。これは、単純に古くなったからということなのか、あるいは場合によっては固定資産台帳との連携という課題もありましたと思いますので、その関連なのかどうか。その辺が気になったんですけども、そういうことなのか、あるいは単純にシステムの更新であるということと考えているのか伺います。

【佐伯都市整備部主幹】 単純にシステムが古くなったということでございます。

【小口俊明委員】 単純にそのシステムが古くなったからということでの更新であるということですね、わかりました。

それでは、次に事務報告書332ページですけども、街路灯のLED化、報告書上、数字が449基ということであります。この事業、これは、これまでも議会のほうでも取り組んで、各議員、推進をしてきた内容で、当局のほうが非常に長期的な計画もつくっていただいで取り組んでいるところであります。この事業について、平成27年度中の進捗、そしてまた結果について御報告願います。

【蛸谷都市整備部主幹】 街路灯のLED化事業ですけども、平成27年度、2つに分けて2本で発注させていただきまして、それぞれ設置数といたしましては222基と227基、合計449基、LED化にさせていただいております。以上です。

【小口俊明委員】 その新規につけた灯具、これは2期に分けたという御報告ですけども、全部共通で同じものですか。

【蛸谷都市整備部主幹】 主につけたのは通学路のところございまして、全て器具としては同じものをつけてございます。以上です。

【小口俊明委員】 わかりました。ということは、同じ規模のところにおいて同じものを使っているということですね。これは、LED、長寿命ということでもありますけれども、いずれは故障する時期も行く行くは来るだろうというふうに思いますから、その意味でも共通化しておくほうがよろしいだろうなというふうに思います。

続いて、事務報告書392ページのところで、食材等の検査という報告があります。細菌等検査とO157検査、また放射能検査ということがあります。検体等の数等々については報告があるんですけども、その検査した結果の報告というのがどこを見ればいいのか、このページにはないんですけども、そういう報告というものはあるんでしょうか。

【本多学校給食センター所長】 食材等の検査についてでございますが、それぞれ委託で使しまして、専門の検査機関に出して、ここに書いてございますような検体数で、例年、やっているところでございます。その公表につきましては、細菌等とO157については外に公表するというような形では出しておりませんが、放射能検査につきましては、給食センターではかったものについては毎日ホームページに出しております、それ以外に専門の検査機関に出したものについては、市のホームページ、それから学校のほうの印刷物で保護者のほうには配っているところでございます。以上でございます。

【小口俊明委員】 今、3番の放射能については公表はしていると。細菌検査とO157は公表していないということですけども、そういう扱いだとしても、事務報告書にはその報告というのを載せるということができるのかどうか伺います。

【本多学校給食センター所長】 いずれも、この結果自体、特に問題があったという結果は年間の中では出ておりませんので、その旨の、スペースを使って公表することは、事務報告書の中では可能かと考えております。

【小口俊明委員】 問題なしという結果をここに記していくということは可能だということですね。じゃあ、次回の平成29年のときに出てくる、我々が見られる平成28年度事務報告書には、その結果が書かれてくるということで受けとめてよろしいですか。

【本多学校給食センター所長】 ぜひそのような形で、事務報告を見る皆様にわかるような形の表現を考えたいと思います。

【小口俊明委員】 わかりました。よろしく願いいたします。以上です。

【藤田貴裕委員】 それでは、事務報告書392ページの学校給食費の収支決算について少しお伺いしたいと思います。平成27年度時点で前年度繰越金が1,804万円あって、今年度、差し引きすると1,670万9,900円の差し引き残高があると書いてありますけれども、これについて市当局はどのように考えているのか教えてください。

【本多学校給食センター所長】 学校給食費の決算に伴います次年度繰越金、または前年度繰越金の関係でございますが、27年度につきましては差し引き残高で1,600万円程度、それから26年度につきましては1,800万円程度ということになっております。この金額につきましては、やはり繰越金ということになりますので、基本的にはその年度で、なるべく次年度繰越金を残さないような形で繰り越すというのが正しい形かとは思いますが、この学校給食費というのは私会計というような形の中でやっておりますので、万が一、赤字とかになりますと、それを補填するような基金等はない中で、次年度の当初、就学援助の関係がございまして、就学援助の対象分が、例えば1学期の場合ですと、教育委員会から給食センターの教育長口座に支払われてくるのが8月中旬以降、下旬ぐらいになるというふうなことでして、4月から7月までの間の給食費の運営につきましては、ある程度、前年度の繰り越して金額を残さないという運営上難しいということもございまして、その辺は慎重に、収支状況を見ながらやっていくということが必要かと思っております。

です、この1,800万円、1,600万円というのがやはりちょっと金額的には多くなっているという

ところが若干ございますので、そこは27年度の中で、大分、1食当たりの単価を調整していただいて、1,800万円、1,600万円、それから徐々にもう少し減らしていくというところでは今後考えていきたいというふうに考えております。

【藤田貴裕委員】 いろいろと御説明していただいたとおり、就学援助などの関係があって、ある程度の残高はなければいけないという御説明で、そういうことがあるのかなというのは確かに認識をいたしましたけれども、学校給食センター運営審議会の中でも、ちょっと残高が大きいのではないかと。できればもう少し食材費などに使ってほしいなという声が結構出されていたように記憶しています。市としては、具体的にどのくらいまでは使いたいとか、ある程度残したいとか、金額は当然言えないかとは思いますが、平成27年度、例えばこの差し引き残額を見ますと、130万円ぐらいですか、使ったと思いますが、どういうものに使ったのか、それを教えてください。

【本多学校給食センター所長】 基本的には献立の中で、1食当たりの食材費が、単価の高いものを少しメニューの中に入れてみたりとか、1食当たりの単価を少し上げるような工夫をする中でやってきたところです。具体的には、27年度の1年間で見ますと、実際は給食費の収入調定額より支出額のほうが、年間の、小学校の場合ですと120万円程度、それから中学校の場合でも350万円程度、支出のほうが超過しているというような現状がありますので、そういう中では27年度は大分調整させていただいたところでございます。

【藤田貴裕委員】 わかりました。いろいろと国立市の学校給食も、少し食べてみたことがありますけれども、野菜は豊富で、私は非常に好きでありますけれども、肉はちょっと少ないのかなと、そんなことをいつも思ったりするので、いろいろとやりくりが大変だし、いろいろ調味料だとか、物価も上がって、値上げをしない中、大変だと思いますけれども、できればもう少しぜいたくな献立にしまして、ぜいたくではなくても、普通の栄養価になるようなものに使っていただいてもいいのかなと思いますので、引き続きこの問題を、運審の皆さんの意見を聞きながらでも結構ですので、ぜひやっていただきたいと思っております。

また、あとは米飯給食をなるべくふやしていただきたいなという発言をしてきておりましたけれども、平成27年度はどのくらいの回数だったのか教えてください。

【本多学校給食センター所長】 米飯給食につきましては、基本的になるべくふやしていくという方針が国の方針としてございますので、給食センターの中では週3回以上というような形では、平均で、米飯給食を実施している状況でございます。

【藤田貴裕委員】 週3回というと、お米のほうが多いわけだと思うんですけども、金額的に見ると、パンも精米もあまり変わっていないんですね。それだけ小麦粉の値段が高くなったり、いろいろと理由があると思うんですけども、今、国立市がやっている米飯給食というのは、いろんなことを総合的に勘案して、これ以上ふやせないというところまでやっていただいていると考えていいんですか、それとももう少しふやせる余地があるのか、その辺、教えてください。

【本多学校給食センター所長】 米飯給食に関しては、先ほど申しましたように国の方針等ございますので、なるべくふやしていきたいという意図はございます。ただ、やはり、じゃあ、全て、週5食米飯にできるかどうかというところの問題になりますと、給食の献立につきましては、保護者が参加しております献立作成委員会、それから給食センター独自で行っております学校の児童生徒に対するアンケートなんかもありまして、やはり人気のある献立なんかも勘案した中で、米飯給食以外のものについても、パンとかその他のものを使っております。そういった中で、現状の、第一センター、



小学校でいきますと週3.37回、第二が週3.33回になるんですけれども、その辺でここ数年は落ちついているというところでございます。

【藤田貴裕委員】 一応揚げパンだとか、いろいろ人気のメニューだとか、お釜の洗浄は結構大変だとか、いろいろあると思うんですけれども、できる限り、日本の伝統文化でありますし、農家も苦しんでいる状況の中、輸入小麦よりやっぱり日本のお米のほうが当然いいと思いますので、これはやっていただきたいと。

また天神米の取り組みもよかったと思いますので、いつか、随分随分って、そんな量ではないみたいなんですけれども、学校給食に使う、市内から天神米のお米が随分消えたようなこともありましたが、一応地元のお米ですので、私、学校給食でぜひとも取り入れていただきたいと思っていますので、こちらのほうもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、決算特別委員会資料 49について、義務教育の充実という、担当課ならもうわかりいただけていると思いますけれども、施策2番ですか、その2枚目(3)の「学力の向上に係る実績で一定の成果を残してはいるが、頭打ちの状況を呈している。学力の二極化傾向が顕著であり、定着や理解に課題のあるCD層に対する対応が必要である」等々、書いてあると思います。これらの総括をした上で、どのような施策に取り組んでいるのか教えてください。

【金子教育指導支援課長】 それではお答えいたします。まずA B C D層の説明でございますが、およそ25%の形で上位から区切ってまいります。このCD層というのは、定着が難しい、なかなか繰り返し学習だけでは理解が難しい状況を指しております。具体的な対応策といたしましては、放課後の学習支援教室で、学校の教員と連携をとりながら、重きを置いて指導を進めると、そのようなことを平成27年度から取り組みを始めました。またカリキュラムにおいても、繰り返し学習ということを大事にしまして、15分間の学習の時間帯を使いまして、算数などを繰り返し練習するというようなところを行っております。

国立市におきましては、全般的な成績については都の平均点を大きく上回っておりますが、やはり二極化、先ほどのA層もあるんですが、CD層は足りないという状況がございました。以上でございます。

【上村和子委員】 初めに、あすの分を5分、後で使わせていただきたいと思います。

【藤江竜三委員長】 了解しました。

【上村和子委員】 それと、委員長の許可を得まして、パネル板を使いたいと思います。

私は、本当に決算の中には時間が10分しかないのと言えませんが、皆さん方、本当にいい事業を幾つもされていると。本当にいい事業をこれだけすばらしいですというのも言いたいですが、問題のところを質疑するしかないの、結果的にそうなるのはちょっと残念だなと思ひながら質疑させていただきます。

事務報告書342ページに、国立駅の旧駅舎復原に関して、平成27年度に関しましては、基本設計業務委託、それから基本設計のアドバイザー業務委託というふうに専門的な業者を雇って、本格的に設計に動いた年でありました。私は国立駅旧駅舎復原に反対しております。それが大きな決算の反対要因になっているわけなんですけれども、その立場でお伺ひいたします。平成27年度の、この基本設計業務委託とアドバイザー業務委託は、ともに債務負担行為にはなっておりますけれども、これは幾らでしょうか。両方あわせて幾らでしょうか。

【北村国立駅周辺整備課長】 これは契約額ということで、決算ではございません。契約額になり

ますけれども、上の基本設計業務委託につきましては、部材調査・基本設計あわせまして、税込みで2,799万9,000円となります。アドバイザー業務委託につきましては税込みで194万4,000円となります。以上となります。

【上村和子委員】 債務負担行為で約3,000万円設計にかけたということですが、これがタイムリミットが平成29年3月10日というふうになっていますが、この平成29年3月10日というのは何を意味しているのでしょうか。

【北村国立駅周辺整備課長】 一般の契約の履行期限という形になります。

【上村和子委員】 それは当然わかっています。なぜこのタイムリミットなんですかという中身です。

【北村国立駅周辺整備課長】 こちらは、この事業の建築年度等を考えまして、このようなスケジュールを引いているものとなります。以上となります。

【上村和子委員】 具体的の中身を教えてください。建築年度というのは、旧駅舎の復原が着工するときなんですか、それともでき上がったときを示しているんですか。

【北村国立駅周辺整備課長】 こちらは国の社会資本整備総合交付金を受けて行う事業となっておりまして、その関係で常に工程を引いているところとなりますけれども、27年、28年度におきまして部材調査・基本設計を行いまして、29年度に実施設計、30年、31年度で建築工事を行っていくというような工程となっております。以上となります。

【上村和子委員】 ということは、これは更新して、もっとお金がかかる可能性があるということですか。

【北村国立駅周辺整備課長】 今、現状は基本設計等を行っておりまして、建築工事を行うと。ただ事業費につきましては……（「もういいです」と呼ぶ者あり）業者の選定の際につきましては、事業者選定につきまして、上限額ということで2億9,000万円ということで税抜きの方を定めた形で公募をしているところとなります。以上となります。

【上村和子委員】 2億9,000万円を上限として設計料を見ているということですか。ちょっと、今、聞こえなかった、2億9,000万円というのは何の数字ですか。

【北村国立駅周辺整備課長】 済みません、27年度につきましては、事業者の提案を受けて事業者を選定しているところとなりまして、こちらにつきましては、部材調査から建築工事まで一貫して行う事業者を選定するというような形で、以前から説明させていただいているところとなりますけれども、総額として、部材調査から建築の工事までをトータルとして税抜き2億9,000万円という形での示し方をさせていただいているところとなります。以上となります。

【上村和子委員】 ということは、済みません、ちょっと整理させてください。この旧駅舎復原に伴って、土地代も含めて幾らの事業だというふうに市は見ているんですか、旧駅舎復原に関してです。

【北村国立駅周辺整備課長】 以前、お伝えさせていただいておりますけれども、用地費につきましては、今後の動向等によって若干ずれることもあります。建築費につきましてもあるかとは思いますが、現状、見込んでいるものになりますと9億5,900万円となります。以上となります。

【上村和子委員】 今の段階で9億5,000万円、もしかしたらいろんな部材が高騰していますので上がるかもしれない、10億円弱ぐらい、10億円ぐらいの事業になるのではないかというふうに思いますが、それにまた今度はランニングコストがかかっていくわけです。じゃあ、10億円かけて国立市が復原していく意義なんですけれども、私は、ここでパネル板を使わせていただきます。旧駅舎がない

ほうがいいというのは、この風景が消えますよということを言っています。春になると、この真っすぐした大学通りが見えなくなりますよね、ですよね。そして、その次、すぐ冬になったら、この大学通りのイルミネーションが、真っすぐ、この一番いい姿が見えなくなりますよね。そして冬の雪の日は、この雪景色ですけれども、この真っすぐした風景が消えるわけですよね。（「消えない」と呼ぶ者あり）消えないと言うけど、消えますよね。どうして消えないと言えますか。これは、私、真正面から撮ってもらっていますよ。大学通りが真正面から見える風景を撮っています。この風景は消えません。

皆さんごちゃごちゃ言っていますけれども、旧駅舎がほぼもとの位置にありましたら、大学通りを真正面に見て、真っすぐ谷保まで見える風景は消えます。この私の解釈は間違っていますか。ちょっとずれたら見るとか、皆さんおっしゃるんだけれども、ちょっとずれたら大学通りは真っすぐ見えないんです。ですから、真正面にしっかり見えるという風景が消えます。だから私はそのことは事実だということですが、これ、透明の建物が建つわけではないでしょう。真正面にできたら、斜めにいったら、道は斜めに消えていくわけですよ。こんなの建築をやっていたら当たり前の理屈ではないんですか。ですから、横から斜めに大学通りを見たら、斜めで消えてしまうわけですよ。最後まで景色が見えなくなるということですね。

国立駅というのは、ある意味、国立市の玄関口です。玄関口でどういう風景を見せたいか。先日、国立の本物を議論いたしましたけれども、私自身は国立駅の真っすぐ見える風景を残すのが、国立市の未来に向けての投資だし財産だと思っていますし、このことが消えていくということに対して、市長は、見えなくなるのだから社会実験をしないとおっしゃった。市長自身はやっても無駄ですとおっしゃいましたよね。消えるからです。シミュレーションしてくださいと私はお願いしました。本当に皆さん方がおっしゃる、残るんだと、風景は見えるんだと市民にもおっしゃっているようですよけれども、消えますよと。消えるか見えるかの風景を社会実験してくださいよと言ったら、市長はやらないと言ったんですよ。だからそれはなぜか、無駄だからですよ。ということは、この風景を、今、残っている風景こそ、私は未来に残すべき遺産だと思っています。このことを、国立の旧駅舎、この10億円をかける意義というものに関して、私の、この国立駅から見える風景こそ大事にすべきであるという考え方に対してどのように市長は思われますか。

【佐藤市長】 今の考え方は、ワイドビューから見たときのロケーションだと思うんですよ。旧駅舎、あるいは旧プラットホームですよ、（「旧プラットホーム」と呼ぶ者あり）つまり高架ではないときも同じ状況でした。この前もやったわけです。（「そうです」と呼ぶ者あり）ですから、今、急に突然消えるわけではなくて、つまりポジションによって消えるという考え方はあろうかと思います。

【上村和子委員】 私はこれを何年もやり続けて、旧駅舎がなくなって高架にしたことで見えてきた財産ですよと言ったんですよ。私はそれに意味があるでしょうと。東京新聞の散歩何とかというところにも、見えてきた風景こそ財産だという記事が実は載ったんですよ。見えてきたことで財産が生まれることはあるわけですよ。何をもちて財産とするかというのは、その時代その時代の人たちの知恵だと思うんです。

私は、絶対、旧駅舎がなくて広場のほうがいいと思っています。そこでマルシェをし、野菜を売り、この野菜は遠くの谷保から来るんだというふうなほうがいいと思う。

【望月健一委員】 よろしくお願います。まず、先ほど他の委員さんも質疑されてきましたけれども、決算特別委員会資料 49、施策2、義務教育の充実で、2枚目ですね。まず意見だけ申し上げ

ます。CD層に対する対応が必要という答弁がありましたけれども、ここはしっかりお願いします。学習支援の場、福祉部門とかで始まっていますから、そういったところと連携をとって、していただきたいと思います。質疑ですが、その「CD層に対する対応が必要である」の次のところに、「体力の向上は、着実な取り組みを進めている」という記述がございますが、これをもう少し具体的に御説明いただければと思います。

【金子教育指導支援課長】 こちらは毎年度行われております東京都の体力向上の調査で、徐々にではありますが、小学校において向上の成果が見られております。

【望月健一委員】 ありがとうございます。学力に関しては、かなり、国立市、高い数字になるということで、体力に関しても徐々に上がってきているという答弁、うれしいと思います。今後は東京女子体育大学との連携事業も始まっております、そういった事業もさらに充実させつつ、やっていただきたいと思います。

では次の質疑ですけれども、決算特別委員会資料 36、就学援助の部分で、こちらを見ますと、認定率が年々、これは毎回同じ質疑をしておりますので、下がってきている状況にはございますが、申込者の推移はどうなっているでしょうか。

【川島教育総務課長】 申込者の推移でございますが、過去5年で比較をいたしますと、申込者数あるいは申込率ともに減少している傾向にございます。

【望月健一委員】 わかりました。原因はさまざまあると思うんですけれども、私としては、これら子供の貧困、さまざまな議員が取り上げていることもありますし、周知・宣伝をしっかりとっていただきたいと思っておりますけれども、平成27年度、周知・宣伝方法で工夫した点があれば教えてください。

【川島教育総務課長】 これまでもラインですとかツイッター、ホームページ等で周知のほうは工夫をさせていただいているところでございます。平成27年度につきましては、学校配信メールを利用しまして、登録した保護者の方全員につきまして就学援助のお知らせをさせていただいたところでございます。以上でございます。

【望月健一委員】 わかりました。確かにプリント等ですと、お子さんがしっかり保護者のほうに届けるかという、さまざまなお子さんがいらっしゃる、届かないという場合もあると伺ったので、こういう学校配信メールですか、すばらしいと思います。よろしくお願いします。

最近、外国にルーツを持つお子さんが学校にふえてまいりました。この就学援助に関しまして、私は多言語に対応した周知・宣伝方法を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【川島教育総務課長】 学校にはさまざまな国籍の児童生徒がおりまして、対応が必要な場合もあるということは認識をしているところでございます。言語の対応につきましては、個別の相談の中ですとか、日本語サポートを活用しながら対応させていただいているところです。また就学援助のお知らせにつきましては、やはり制度事でございますので、内容を正確に伝えなければいけないということがございますので、その内容を慎重に検討した上で、今後、整理してまいりたいと考えております。以上でございます。

【望月健一委員】 確かに正確にする必要がある。まあ、一次的な情報でいいと思うんですね。こういった制度があるという、簡便な、まずは、例えば受験生チャレンジ支援貸付事業なんて、簡単なチラシをつくっております。そういった就学援助の、例えば英語あるいは中国語、タガログ語、いろいろございますが、そういったものをつくっていただきたいと思います。そこでつくった後に、あと

は教育委員会の担当者に御相談という形をとっていただければと思いますので、その点、ぜひとも御検討をよろしくをお願いします。

就学援助に関して最後の質疑になりますが、この就学援助制度、申請主義であります。教育委員会の窓口に届け出をする必要がございますが、体調等、さまざまな理由でなかなか市役所まで来れない方もいらっしゃるのではないかと推測されます。例えば場合によっては郵送による申請も認めてよいと私は考えておりますが、その点はいかがでしょうか。

【川島教育総務課長】 就学援助の受け付けにつきましては、4月中に、原則、していただくこととなっております。最終日につきましては夜遅くまで対応させていただいているところはございますが、それでもやはりどうしても来れないような方、いらっしゃるかと思います。そういった方々につきましては、個別に御相談を受ける中で、郵送等、丁寧な対応をしてみたいと考えております。

【望月健一委員】 そうですね、例えば仕事がお忙しい方、教育委員会も夜間にも対応する御尽力をされている状況は認識しているところではございますが、そういったところも配慮をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

では、事務報告書の370ページでしたっけ、小学校のトイレのページが……、済みません、まず小学校のトイレ、事務報告書のページ数を教えてください。では質疑します。申しわけありません、私が記載したページが間違っていたので。

【川島教育総務課長】 379ページでございます。

【望月健一委員】 失礼いたしました。379ページと370ページ、勘違いしておりました。申しわけありません。こちら、小学校女子トイレの洋式トイレの610万円程度入っておりますが、まずトイレの洋式化、目標値が幾つで、平成27年度はどのぐらい進んだのか教えてください。

【川島教育総務課長】 目標値につきましては、第5期基本構想・第1次基本計画の中で、平成30年度までに50%を目指すという形で記載させていただいております。また平成27年度末におきまして、洋式化率は38%となっております。以上でございます。

【望月健一委員】 わかりました。しっかりとお願いします。この洋式化ですね、私も要望を受けました。特に小学生低学年のお子様が多い、保護者からふやしてほしいという御要望を受けました。しっかり対応をとっていただいたことを評価したいと思います。今後なんですけれども、目標値50%達成した後は、例えば臭気対策とかをさらにとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【川島教育総務課長】 こちらにつきましても第1次基本計画のほうで位置づけをさせていただいておりますが、臭気対策に取り組んでまいりたいと考えております。

【望月健一委員】 ありがとうございます。よろしくをお願いします。

では、次、事務報告書332ページ、道路照明施設電気料、LEDについて質疑したいと思います。LED街灯449基、整備が進んだということですが、この設置によるCO<sub>2</sub>削減効果、国立市公共施設全体のCO<sub>2</sub>削減と、街路灯の設置から見たCO<sub>2</sub>削減効果、この2点を教えてください。

【蛸谷都市整備部主幹】 平成27年度、LED449基設置してございまして、計算で、約77トン、年間でCO<sub>2</sub>の削減となっております。市公共施設CO<sub>2</sub>排出量と比較いたしますと約2%の削減、市のほうで管理してございます街路灯全体で考えますと約8%の削減と試算してございます。以上です。

【望月健一委員】 ありがとうございます。こういった質疑、CO<sub>2</sub>削減とか、毎回のよう質疑させていただいております。やはり近年、大雨による被害、例えば茨城県常総市であるとか、岩手県

岩泉町、私も例えば岩手県久慈市とか茨城県常総市ですか、行ってまいりましたが、本当にすさまじい状況がありました。一たびこういった状況が発生すれば、大変な被害を受けるというのが、この国立市の場合でもあり得ると思っておりますので、基礎自治体ができることも僕はあると思うんですね、温暖化の影響を少しでも減らすために。ですので、こういった観点からも、ぜひとも、LEDに限らずなんですけれども、環境施策、しっかりと進めていただきたいと思います。

最後、もう1点、325ページの道路管理業務、違反広告物に関して質疑させてください。違反広告物等除却委託なんですけれども、平成26年が4,600件ほどあるらしいんですけれども、それに対して平成27年度は5,200件とふえております。平成27年度にとった対策についてお尋ねいたします。

【佐伯都市整備部主幹】 ふえた要因でございますけれども、まずその違反広告物の内訳を見ますと、圧倒的に不動産業の違反広告物が多いということで、不動産の建築件数が多かったということだと思います。

【藤江竜三委員長】 この後、あしたの質疑時間を新しい議会の会派から10分、緑と自由の風及びこぶしの木の会派から5分使いたいとの申し出がありましたので、質疑を続行いたします。質疑の順番についてもこのとおりで行います。

それでは、質疑を承ります。稗田委員。

【稗田美菜子委員】 それでは、先ほどに続きまして御質疑させていただきます。流充用の観点でもう1点だけ質疑させていただきます。一般会計の中の款1から全てにおいて、まず総務費の流充用が、過去3年、経年で、平成25年が972万円、平成26年が655万円、平成27年が172万円と下がってきている。それから民生費の流充用につきましては、平成25年が312万円、それから平成26年が862万円、平成27年、今やっている決算ですね、83万2,000円、上がって下がってきていると。ところが教育費につきましては、平成25年が179万1,000円、平成26年が226万7,000円、それから平成27年が288万9,000円と、過去3年間の経年変化で見て、徐々に上がってきてしまっている現状があるんですけれども、これについてお答え願います。

【宮崎教育次長】 教育費の流充用等につきましては、やはり大きいのは、工事等があったという、先ほど若干質疑・答弁ありましたけれども、契約変更等において対応しなければならないようなものが突発的に出てくるものでございます。26年度におきましては、社会体育あるいは社会教育施設の大きな耐震化工事等もございました。26、27年度におきましては、屋内運動場、非構造部材の対策工事等を2カ年で全ての小中学校で行ってきた。あるいは27年度、ここで始まってきたのが、やはり七小、三中の校舎の非構造部材もありまして、やはり老朽化等が進んでくる中で、個別に対応しなければならない工事、それがこの年次で大分あったということが影響しているのかなと、そのように考えてございます。

【稗田美菜子委員】 わかりました。御丁寧な説明ありがとうございます。ただ、流充用というのは、基本的に予算を議会にかけて、この方向でいきますといった方向を見せて、私たちも審議をして、審査をして、その上で、これでいきましょうと決めた、知らないところでそういうことが起きているというのは、やっぱりゆゆしき事態だと思いますし、決していいこととは言えないので、適正な管理を進めていただきたいと思いますし申し添えておきます。

事務報告書のほうで、細かな事務執行のところでは1点だけお伺いいたします。小学校と中学校の先生の、教職員の健康診断について、事務報告書で言うと371ページが小学校のほう、それから382ページが中学校の先生ですね。教職員の健康診断についてです。がん検診等、さまざまな検診を受けてい

ただいていると思います。ただ、恐らく、これ、受診率100%ではないと思うんですけれども、職員数から考えると100%ではなかったのが、再勧奨しているのかということと、していなければ、どういう対処をとられているのかということだけお伺いいたします。

【川島教育総務課長】 教職員の健康診断につきましては、確かにこちらでやっている健診、受けていない方もいらっしゃると思います。そういった方々につきましては人間ドック等で対応させていただいて、その報告は学校のほうに上げていただくということで対応させていただいております。

【稗田美菜子委員】 わかりました。そこについてもしっかりと対応していただきたいと思います。私は以上です。

【渡辺大祐委員】 私からは、事務報告書429ページ、そして、提出をいただきました決算特別委員会資料 51を参照していただき、質疑をさせていただきます。先ほど同じ会派の稗田委員の質疑で、償還額の減少傾向、これは、以前、過去の繰り上げ償還の影響によるものであるということを御答弁をいただいております。ここで、資料 51に目を移すと、過去から比べると、確かにこの公債費、減少傾向にあるんですけれども、来年度、28年度に目を移すと増額の傾向になっていくということが示されております。この臨財債の部分も借り入れしないで財政運営を行っていくということなんですけれども、この27年度のことをベースにしてこのようなことを考えていくと、どのようなバランスで行っていかなければならないのか、現状での見解をお尋ねいたします。

【黒澤政策経営課長】 資料 51で、今、御指摘のとおりでございます。平成27年度に大きな借り入れを行っている関係で、28年度以降、起債がふえてまいります。また、初日にもいろいろございましたけれども、今後、公共施設の更新等ございますと、やはりふえていく傾向にあるうとは思っています。臨財債につきましては、ここで不交付団体になったことから、今後も借り入れは行わないものと考えてございます。以上でございます。

【渡辺大祐委員】 ありがとうございます。この臨財債を借りないという財政運営、今後のことも含めて、現状を鑑みるに、決して楽なものではないだろうということは重々承知をしています。日ごろの職員の皆様の努力に敬意を表したいというように考えます。そもそも、この起債についてなんですけれども、基本的なスタンスというものを改めてお尋ねしておきたいと思っております。

【黒澤政策経営課長】 地方債全てが悪いというふうには考えてございません。当然公共施設、あるいは道路等の補修、あるいは工事であれば、次世代にも受益がございますので、そのときは当然やっていく。臨財債につきましては、何度か御説明しましたけれども、現役世代で消費してしまうということから、ツケだけが残ってしまうということで、借りないほうが良いというふうを考えます。当然、起債をしないでも、例えばいろんな補助金を探してくるとか、そういった努力は今後も続けてまいりたい、当然今もしているところでございます。

【渡辺大祐委員】 まさに、今、御答弁をいただいたとおりで、その将来の負担というのか、将来への投資と見るか、それによって1つの起債の意味合いが大きく異なってくるんだなというように感じます。

そこで、次は款12、諸支出金、事務報告書では433ページに移りたいと思っております。こちらでは基金の積み立て、残高等々を含めたものになっておりますが、昨年、平成26年度の事務報告書と比べると、基金の取り崩し金額、大幅に減っているというふうの評価をしておりますが、その点の要因を教えてください。

【黒澤政策経営課長】 これは市財政全体の影響もございまして、思ったより消費税の伸び

があったですとか、あるいは総合交付金を引き続き高い水準でいただけているということ、また先ほど起債を借りない努力という話をしましたけれども、例えば都市整備部、まちづくり推進本部あるいは建築営繕課というところは、日ごろから非常に高くアンテナを張ってしまっていて、いろんな補助金があると、こういうやり方をすれば補助金を多くもらえとか、そういった工夫をしております。そういう中で起債を減らすとともに、基金についても繰り入れないで済んでいる、そのようなことはあるかと思っております。

【渡辺大祐委員】 ありがとうございます。そして、さきに質疑させていただいた公債費、減傾向から増傾向にあるという話の中で、その増傾向になる1つの要因が、現在も審議がされているストックマネジメントが大きく影響すると思うんですね。そのときに、さっきの引用どおり、433ページですね、事務報告書、この公共施設整備基金になるんでしょうか、これの現状の積立金額、この27年度決算においての状況で、将来のどの範囲までを賄えるかといったような試算というのは今のところどの程度まで検証できているのか、お答えいただければと思います。

【薄井特命担当部長】 お答えさせていただきます。今後の公共施設の建てかえ等に係る、要するに一般財源ということは、今までの御質疑でありましたように、大変ふえていく要素がございます。今、公共施設の総合管理計画というのを策定していますので、その中で工事費用というのは試算してまいりたいと考えています。そして、駅周辺まちづくり等、ほかの事業もあわせた財政推計をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

【渡辺大祐委員】 ありがとうございます。もちろんこれから計画を具体的に策定をしていくという範囲のことはあるんですけども、やっぱりそれを、ある程度というか、できるだけ早く試算ができるような状況にまずはしていかなければならないということが第一だと思います。というのも、この27年度決算を見るだけで、どこまで現状で対応できるのかというのが、ある意味、未知数であるということを見ても、28年度の決算をしていくということ、はたまた予算を立てていくということも考えたときに、必要な取り組みになっていくと思います。

先日の一般会計の1日目にも質疑させていただいたと思うんですけども、やっぱり全庁的に取り上げていく中で、27年度の決算の意味合いというものをより濃く認識できるよう、そして28年度の予算編成に役立てられるよう、ストックマネジメントを全庁的に取り上げて検討を進めていただきたいと思いますが、その点はいかがお考えでしょうか。

【薄井特命担当部長】 この公共施設のマネジメント、大変財政に与える影響が大きいということで、これはぜひ推計をきちんとして、全体としてバランスを図ってまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

【関口 博委員】 事務報告書の333ページ、それから決算特別委員会資料 17と18で質疑します。先ほど他の委員が、街路樹等の剪定において、交通の妨げにならないように、あるいは歩行者の歩行に対して邪魔にならないように剪定してくださいということ、そのとおりだと思うんですね。大事な指摘だというふうに思うんですけども、もう1つは、緑を維持するという観点からも聞きたいんですけども、先ほどの委員の質疑に対して、仕様書はなくて指示書だというふうな話だったと思うんですけども、緑を維持する、つまり腐朽させないとか、つまり腐らせない、そういうような指示というのはされているのかどうか、それで、いつ、誰がしているのかということをお聞きしたいと思います。

【中村環境政策課長】 お答えいたします。先ほどの話は緑地帯の維持管理ということでお答えさ



せてもらいまして、その都度の指示書の中で、こういった形で剪定していくのかというお話をさせていただきました。腐朽させない、腐らせないというお話に関しましては、常日ごろから市民を交えて管理している中で、そういったことに対する対策を考えてございます。

【関口 博委員】 剪定時についてどういう指示をしていますか。勝手にばこばこ切っちゃって終わりというのではなくて、剪定時にどういう指示をしていますかということを知りたいんです。

【中村環境政策課長】 剪定時につきましては、その都度、職員がそこに行きまして、業者と確認し合いながら、この枝を切っていくというような、そういった指示をしています。

【関口 博委員】 ちゃんと質疑を聞いてくれる。腐朽しないための指示をどういうふうにしていますか、誰がしていますかと。

【佐伯都市整備部主幹】 街路樹の関係で申しますと、枝を切った跡には、そこが腐らないように、防食というんですか、薬を塗るような形で指示書は切っております。

【関口 博委員】 それは必ず指示書を出して、確認しながらやっているということでもいいんですか。

【佐伯都市整備部主幹】 そのとおりでございます。

【関口 博委員】 わかりました。

そして、決算特別委員会資料 17と18でちょっと確認したいんですけども、道路整備費というのがあるんですけども、さくら通り改修事業経費内訳というのと、それから契約の状況ということで、道路改良工事、その1、2、3、4、5と、そこまであるんですけども、この費用というのは、これは1対1でいいんですか。資料 17のほうは、27年度で、工事と、それから桜に関するものをあわせると1億6,000万円あるんですけども、この資料 18のほうの改良工事その1から5のもので、足して、それが1対1ということでもいいんですか。

【関道路下水道課長】 道路改良工事につきましては、事務報告書335ページ、また336ページに入っております南部地域と合算で、その1、その2など、番号は振っております。資料 17のほうは、さくら通りに関する費用だけ抜粋してつくった帳票でございます。

【関口 博委員】 ちょっと時間がないんですけども、さくら通りのほうは1億6,000万円、それで130万円超えの入札の状況は、これは合計すると8,000万円にしかないんですよ。8,000万円と1億6,000万円、随分差があって、130万円以下のものがそんなにたくさんあるのかなというのがちょっと疑問だったので聞いたんですけども、それと同時に、18の道路改良工事の契約金額について、落札率が非常に高いものばかりが並んでいるんですけども、この辺はどういうふうに考えているか聞きたいんですけども。いいんだよ、計算ちゃんとやってそうなんだというふうに答えるんだったら答えればいいし。

【橋本行政管理部長】 契約の落札に関しては、これは競争入札の中で、一定の、その中での結果というふうに我々も捉えておりますので、それは競争性の中で一定の効果という部分はあったのかなというふうに思っているところでございます。

【上村和子委員】 事務報告書389ページの給食センター運営審議会運営に係る事業で、平成27年度、何をやったかということ、給食センター整備基本計画策定について審議したとあるんですね。同年、国立市は国立市公共施設白書というものをつくっています。その公共施設白書の中で、230ページの給食センターですが、ここには、今後の検討の視点というところでの2として、PFI等の公民連携手法についても検討することが必要だと書いてあるんですけども、この公共施設白書の中身の書い

たことというのは、この給食センター運営審議会の審議を経てなされたものでしょうか。全く関係なくなされたものでしょうか。この関係性を伺います。

【薄井特命担当部長】 こちら、給食センターの整備基本計画と、それから公共施設白書というのは、ある意味、連動してございますので、それは双方、参考にしながらということでございます。

【上村和子委員】 私の質疑は単純なんです。この給食センター運営審議会のほうが私は重要だと思っているんですが、そこで議論した中身が、この公共施設白書のほうに生かされて、P F I等の連携について検討することが必要となったのかという、その関係性を聞きたかったんです。それとも、この給食センター運営審議会では全然議論されていない別個のところ、このP F Iの検討が必要だという言葉が出てきたのかということです。

【薄井特命担当部長】 給食センター運営審議会の議論も早くからされていまして、それはそのことを受けたというふうに解釈していただければというふうに思っております。

【上村和子委員】 学校給食センター所長はそうでいいんですか。

【本多学校給食センター所長】 給食センター運営審議会の中でいただいた御意見をもとに、給食センター更新計画に関する検討部会で中身を見まして、最終的な、この国立市立学校給食センター整備基本計画案の中身に反映しているわけでございますが、その過程で、当然、その内容について、こちらの公共施設のほうについても反映するというような形でやっておりますので、基本的には反映しているというふうに考えております。

【上村和子委員】 それでは、いつの給食センター運営審議会でもP F Iについての議論がなされたんですか。後で調べますので教えてください。

【本多学校給食センター所長】 給食センターのP F I等に関する内容を運営審議会の中でお話しさせていただいたのは、まずこちらの事務報告書でいきますと、平成28年2月25日に、翌月の3月の総務文教委員会に、給食センター更新計画に関する検討部会の検討状況ということで、総務文教委員会に資料で提出させていただきましたが、その内容について、この2月の運営審議会の中では説明して、その後……（「ちょっと待って、時間ないの」と呼ぶ者あり）

【上村和子委員】 今おっしゃったのは、平成28年2月25日に説明してとおっしゃいましたよね。この公共施設白書は、平成28年3月に、この製本化されているんですよ。これは審議したとは言わないで、説明して、それに対して意見を聞いたという程度なのではないんですか。（「だって意見書出ている」と呼ぶ者あり）もう時間がないので、済みません、質疑にかえます。あと最後ですから、給食センター運営審議会では、P F I方式でやるということについては合意が得られたんですか、検討していくということに対しては。

【本多学校給食センター所長】 合意というか、御意見をいただいた中で御説明をさせていただいたということでございます。

【上村和子委員】 ということは、合意が得られなかったという解釈で私はいいと思うんですね。ということは、合意が得られていないと、得られないままこれが出されたということで、平成27年度はそれでよかったと思うんです。しかし、今回出された給食センターの整備計画の中では、このP F Iの手法が優位であるというふうに決めたと、そういうふうな評価をしていますね。その中に、給食センター運営審議会の意見というものはどんなふうに反映されていったのか……

【藤江竜三委員長】 時間です。

以上で質疑を打ち切ります。

討論は省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。認定第1号平成27年度国立市一般会計歳入歳出決算を認定することに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本会計決算は認定すべきものと決しました。

【藤江竜三委員長】 以上で、平成27年度国立市一般会計歳入歳出決算の審査は終了いたしました。以上をもって本日の委員会はこの程度にとどめ、明4日午前10時から決算特別委員会を開き、各特別会計決算の審査に入ります。

本日はこれをもって散会といたします。

午後3時22分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

平成28年10月3日

決算特別委員長

藤江竜三